

No.	質問者の在住地区 ※氏名および地番は個人情報にあたるため、掲載しておりません。	質問内容 (原文からの転記。判読不明文字については○表記)	回答内容	添付資料
1	上細見	①有事の撤去費用は事業費（界では資本という言葉を使っていたが）の5%で保証するので足りると言っていたが、22基すべての撤去と更地に戻す費用は【○】倒から試算して、いくら予算がかかり、434～586億の事業費の5%の保証金（22～29億）で足りるのか？また足りない場合合同保証するのか？	22基すべての撤去と更地に戻す費用について、経済産業省「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」の第76回(2025年9月30日開催)の「資料2_再生可能エネルギーの地域との共生について」の資料によると、発電設備を廃棄等した事業者に対する調査を行った結果、中央値としては1.95万円/kW、最大値で5.23万円/kWと記載されています。これを鳥取西部風力発電事業の事業認定最大出力数である144MW,144,000kWに換算すると、中央値が約28億円、最大値75億円となります。 これを踏まえ、現時点で当社は中央値である28億円を廃棄費用の積立額として想定しています。 一方で、陸上風力発電事業における廃棄費用については、2027年度に法令等が改正され、太陽光発電事業と同様に積立が義務化される予定となっています。経済産業省は当該資料の中で、「既に調達価格/基準価格が決定されている2027年度までの認定案件については、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用及び廃棄等費用の実態を踏まえ、原則一律に、当該想定してきた廃棄等費用の水準を積み立てることとする。」と記載しています。つまり、鳥取西部風力発電事業においても、廃棄費用の積立基準額は経済産業省によって水準額が決定される仕組みとなります。水準額決定後は、ルールに従い指定された廃棄費用を積み立てていく必要があります。	
2	溝口	降雨時に切土・盛土が崩れて河川に流入して谷が埋まりはしないか。また田に流入しないか、今頃、短時間に多くの雨が降り、【○○】される。	降雨時に切土・盛土が崩れることのないよう、地盤調査を実施の上、調査結果を反映した詳細な土木設計を実施します。土木設計成果については、今後実施される許認可プロセスにおいて審査され合格しなければ風力発電所は建設されません。具体的には、「保安林解除申請」「林地開発許可」および「ウインドファーム認証」のプロセスとなります。なお、上述の審査において考慮されている時間当たり降雨量は（降水強度）は、鳥取県の指針である30年確率においては60.7mm/hとなります。	
3	溝口	現在の生態に影響等がないか（サンショウウオ、鳥）	現時点においては過去の調査結果をもとに希少猛禽類やオオサンショウウオへの影響が出ないように風車を配置しています。今後生態系への影響についてさらに予測を進め、環境影響評価準備書提出前の2025年12月頃を目途に住民説明会を予定していますので、その際に結果を回答します。また、準備書の内容について国や県から審査を受けた結果、生態系への影響の更なる低減を求められた場合は風車配置の修正等行うことを検討します。	
4	久古	これまで断念した事業案件は何件（どこ）か？	地域との合意形成を理由として断念した事業案件はございません。	
5	久古	なぜ、伯耆町を事業地に選定したのか？ 土地が安く、人口も少ないからイニシャルコストが安いからですかー！都会ではコスト高いし、反対も多いですねー！自治会にはエアコンとか配って子供だましをされていますがバカにしていますよネー！	・弊社が伯耆町を事業地として選定した理由は以下のとおりで、ご質問頂いたような理由ではございません。本事業地は、2018年に固定価格買取制度（FIT）の認定を取得しており、制度的にも事業化の可能性がある場所として検討を進めてきました。 また、電力の系統連系枠（空き容量）が存在していたことも、選定理由の一つです。 加えて、当時から良好な風況が見込まれていたことから、弊社では約6年間にわたり、この地の3箇所に風況観測塔を設置し、継続的なデータ収集を行ってきました。 その結果、3基の平均風速は5.9m/sと安定した風況が確認され、風力発電に適した地域であると判断しています。 これらの制度的・技術的・系統的な条件を総合的に勘案し、本事業地を選定した次第です。 ・弊社事業にご賛同頂いてる地区へ、弊社からのご相談時に利用させていただく集会所にエアコンを寄贈させていただきました。地区の皆様からのご要望に基づくものであり、ご質問頂いたような意図ではございません。	

6 久古	伯耆大山への景観へのご懸念ですが、一般的に大山が良く見えるのは181号線から東側、奥大山方面かと思慮します。その場合、大山を望む際は弊社の風力発電設備を背負うかたちになるため景観への影響はないと思われます。 また弊社グループが長期にわたり健全な運営を行えるのかというご質問については下段質問回答No.64および149にも記載のとおり、本風力発電事業の事業主体である鳥取西部風力合同会社はこの事業の開発運営のみを目的として設立された特別目的会社であり、グループ会社からは法的・資産的に切り離されており親会社の経営悪化の影響を受けることはございません。 なお、風力発電設備の撤去につきましては、放置や不法投棄といった地域の懸念に対応するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律の改正により、廃棄等費用の確実な積立を担保する制度として、2022年から太陽光発電事業における廃棄費用の積立が義務付けられており、事業者は、原則、源泉徴収的な外部積立てを行わなければならなくなりました。事業者が、積立金の取戻しを行うためには、廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出が必要とされ、費用の確保が担保されています。陸上風力発電事業における廃棄費用については、2027年度に法令等が改正され、太陽光発電事業と同様に積立が義務化される予定となっています。経済産業省は当該資料の中で、「既に調達価格/基準価格が決定されている2027年度までの認定案件については、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用及び廃棄等費用の実態を踏まえ、原則一律に、当該想定してきた廃棄等費用の水準を積み立てることとする。」と記載しています。つまり、鳥取西部風力発電事業においても、廃棄費用の積立基準額は経済産業省によって水準額が決定される仕組みとなります。水準額決定後は、ルールに従い指定された廃棄費用を積み立てていく必要があります。
7 久古	固定資産税は得られるかもしれませんが、<u>経済効果が期待できないですが</u>…→事業パートナーとして存在するなら…ただ安く利用されるのが腹立たしいです！ 景観条例の成立を議会に働きかけるしか【○】のストップを止めることは出来ないと考えていますが… 地域住民は何でも反対という訳ではないと思います。<u>御社の配慮の無さに</u>恐っていると思いますよ！<u>話す順番が間違っている。</u> 経済効果への期待という点につきまして、弊社は固定資産税の納税の他、農山漁村再エネ法を活用した協議会を立ち上げたいと考えています。当該協議会に参加頂く集落の方々は、事業実施区域及びその周辺地域を想定しています。協議会に対して、弊社は売電収入の一部を基金として毎年お納めしますが、この基金の活用方法は協議会メンバーの間で決めることができます。基金は農山漁村の発展を目的とした原資となりますので、地域に一定の経済効果をもたらすものと考えます。 ご指摘を頂いている「御社の配慮の無さ」「話す順番が間違っている」という点について、是非具体的にご指導を賜りたく存じます。今後の事業開発の進め方に反映させていただきます。
8 畑池	データやその他ていねいに説明していただきありがとうございました。 そもそも、これだけ大きな風車を作る必要性が分かりません。何のための風力発電でしょうか。データや説明はよく分かりましたが、風車があること自体が人が住む選択肢になりません。地域にお金が入っても、地域に住めなければお金は誰のためのものになるのでしょうか？ 発電した電気はどこにいくのでしょうか。 災害の関連性は誰がどのようにするのか。 風力発電所を建設する目的は、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策への貢献、および化石燃料からの脱却による日本のエネルギー安全保障の強化（エネルギー自給率の向上）です。伯耆町にお納めする税金は伯耆町にお住まいの方のために活用されるため、一人でも多くの方が風車建設中、建設後においても皆様が安心して生活して頂ける設計、建設、運転を行います。発電した電気は中国電力ネットワーク株式会社が所有される送電線を通じて不特定多数の需要地へ供給されます。風力発電設備の設置・運転に伴い発生する災害については、弊社鳥取西部風力合同会社が責任を持って対応します。
9 畑池	・35年後とは、地上権設定契約における契約期間が35年であることからご質問頂いたものと推察します。「35年後も設備の安全性が保証されるのか」というご質問の趣旨と理解しました。風力発電設備は定期的にメンテナンスを行い、常に安全な状態で運転しますので、35年後も風車を運転している場合は、安全性は保証されます。建設途中、建設後、何かあった場合は弊社の責任で撤去します。 35年後の保障はどうなるのでしょうか。建設途中、建設後、何かあった場合撤去は可能なのでしょうか。 中止にするにはどうすれば良いのですか？ 伯耆町が反対した場合はどうなりますか。 福井など…建設された地域の方々はその後幸せなのでしょう。最後の質問者が二転三転されたのはなぜですか。資料が足りないのは準備不足だと思います。座席数は最低でも用意する必要があると思います。 ・事業の採算性が見込めなくなった場合、着工前に事業を中止する可能性がございます。事業の採算性が見込めなくなる要因のひとつとして、事業に必要な全ての許認可の一部を得られない場合が想定されます。しかし、町長の反対表明そのものは事業採算性悪化の直接的な要因にはなりませんので、町長の反対表明が理由で事業を終了することはございません。 ・弊社が既に運転を開始している中里風力発電所の建設地区にあたる中泊町をはじめ、建設地区の住民の皆様におかれましては事業者と地域の共生を実現できており、事業を歓迎していただいています。福井県の二枚田風力発電所は現在建設中ですが、農産漁村再生可能エネルギー法に基づく弊社からの基金の活用について積極的な意見交換がされる等、弊社設備の運転

開始を心待ちにして頂いている方もいらっしゃる。

・説明会の最後の質問者につきましては、事業者側の席から拝見して質問をされたいという意思を強く感じる方を指名させていただきましたが、事業者内の認識が合わなかった場面がありました。失礼しました。資料が足りないのは弊社の準備不足です。次回は座席数分以上の部数を用意するようにします。ご指摘頂きありがとうございました。

10

坂長

山には神様が住んでおられる。森林を破壊する事は神社を破壊する事と同じである。必ずバチが当たる。バチを受けるのは地域の住民だ。お金の問題では無い。あなたたちは神バツを何ととらえているのか？とても罪深い事をして

貴重なご意見を頂きありがとうございます。山を愛好されている方がいらっしゃる事について認識しています。山への環境影響については最大限の配慮を行い、環境影響評価の手続きを進めます。

11

坂長

何年か前から鳥の観察をしていたのを見たがこの計画の為だったとは聞いていない。当時観察していた人に聞いたが明確な答えをもらえなかった。今日分かった。何故観察していた人は風車の為だと言わなかったのか？コソコソやるのは卑きようだ。罪

過去に事業実施区域周辺の公道上で弊社の委託を受けた調査会社の調査員が腕章をつけたうえで猛禽類の調査を行っておりました。その際は立ち入らせていただく地区の区長様に定期的に調査の内容・時期・事業者の連絡先を記載してお知らせしておりましたが、ご連絡が行き届かなかったようでありましたら大変申し訳ありませんでした。また、調査員から明瞭な回答が得られなかった件につきまして、調査員はそれぞれの分野の専門家であり、科学的事実に基づき客観的に調査を行っています。このため、調査の目的は風力発電のためというより、現在の環境の状況を忠実に把握するためという意識が強く、なぜ観察しているのかという問いに対し、現在の鳥の状況を把握するためと答えたものと考えられます。

12

三部

地権者との地上権契約について、本日の説明では地権者からの申し出があれば解除できる旨の説明があったが、地権者との契約条項にはそのことが含まれておらず、事実上解除できないと聞いた。説明と実態が異なると思うがどうか。

9月9日の説明会では、地権者様からの申し出があれば解除できる旨の説明は実施しておりません。弊社にて保管している議事録や説明資料を再度確認しましたが、ご指摘の言及は確認できませんでした。従って、9月9日の説明内容と実態は異なるものではないと認識しています。守秘義務の関係で、正確な引用はできませんが、過去締結した地上権設定契約書および今後締結予定の同契約書には、地代の支払遅延や重大な契約違反が認められる場合には地権者様から解除できる旨が規定されています。これらは解除事由として、多くの契約書に見られる規定です。

13

三部

低周波が健康に及ぼす影響を大変心配している。

平成28年11月の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が示されています。また、低周波音が環境影響評価制度において正式に除外されるまで3年間の観察期間を経ています。なお本事業においては超低周波音も調査項目に含まれており、現時点では9月9日にお示ししたすべての予測評価地点において70dB以下と一般住宅内で通常計測される超低周波音の音圧レベル（65～90dB）と大きな差はないため、人体への健康被害の可能性は極めて低いと考えています。さらに風力発電所の稼働後に事後調査を実施します。その結果、環境省の“指針値”を超えたり、準備書段階での予測評価結果よりも悪化傾向にあると判明した場合は原因究明を行い、その結果に基づいた環境負荷の改善を実施します。

		説明会当日は資料をお渡しできず大変失礼しました。以下のとおりご質問へ回答します。 ・雇用の創出に関しましては、当該事業においては地元企業様の協力なしにはなしえないと考えています。故に土木工事、伐採、作業道の維持管理業務になど、多岐にわたり地元企業様への発注を想定しています。また工事費につきましては、現段階の想定総工費 5 8 6 億円程度うち工事費（土木造成） 2 7 0 億円程度を見込んでいます。 ・基金の項目に関しては、先行しています福井県の弊社事業にて既に実施しているため前例としてご紹介しました。当該事業はその福井県の事業の概ね3倍弱の規模となりますので同じ1%を鳥取西部の本事業と比較しても3倍の 5 , 0 0 0 万円～ 6 , 0 0 0 万円の規模の基金になるのではないかと想定します。 ・事業者が倒産した場合に後ろ盾となる会社は現時点では未定ですが、金融機関又は金融機関が指定する第三者となる予定です。この点に関し、再生可能エネルギー発電事業における資金調達の特徴であるプロジェクトファイナンスと関連しますので、ご説明します。プロジェクトファイナンスとは、借入人である事業者の信用や過去の実績を融資判断とするのではなく、返済原資を特定の事業のキャッシュフローに依拠し、同事業の資産（発電設備、電力受給契約上の地位、地上権等の権利等）に限定して、担保を設定し、融資を実行する融資形態です。返済原資が特定の事業のキャッシュフローのみに依拠するため、事業者は各債権者から倒産申立権の放棄について承諾を得ることにより、倒産可能性をできる限り排除し、発電事業を継続することが最優先に位置付けられています。また、金融機関は、万が一、事業者による事業運営が困難になった場合には、金融機関が本事業に介入し、金融機関又は金融機関が指定する第三者に対し、事業が引き継がれるという制度設計をしています。このように、事業者が倒産する場合は想定されておりませんが、ご回答としましては、上記のとおり、後ろ盾となる会社は現時点では未定でございます。未定の理由は、当事業へ融資する金融機関が現時点で未定であるためです。
14 小林	・雇用の創出？工事費2020億円というのは2025年現在の数字でしょうか ・基金化して市町村に納付する売買1%2000万円は比べられるのか？（この2つについては資料が配られず内容が良くわかりませんでした） ・事業者が倒産した場合その後ろ盾をする会社は決まっているのか？	・予測値の出し方についてご説明します。弊社は風力発電所を建設する前の環境を数年間にわたり現地調査をしてまいりました。その結果判明した現在の環境に関する諸数値に建設工事や発電所の運転による騒音や水の濁りの増加分などの影響を上乗せして予測値を算出しています。なお、不確定要素が多い調査項目につきましては建設後の事後調査を行い準備書で明示した予測値との乖離がないか調査します。 ・人間は自然からの恵みを享受して生きています。ひとつは食糧ですが、現在社会では食糧と同じくらい重要なのがエネルギーです。風という自然の恵みを得て電気を発電するために風況のよい場所で、危険なことが生じないように十分に予測し、必要な環境保全措置を講じながら事業を実施させていただきたいと考えています。 ・自然災害による事故が発生した場合、事業者である鳥取西部風力合同会社は、民法に定める工作物責任や不法行為に基づく責任を負います。また、各地区の協定書においても、事故発生時における弊社の責任（原因究明に係る調査義務や被害補償）をお約束させていただいています。
15 小林	・予測は予測であってどういう形で実際にはない物を予測して数値を出しているのかよく分からない。 ・なぜ自然豊かな場所に立て危険かもしれない予測でしかない事業を進めるのか疑問です。 ・自然災害で事故があった場合の責任は誰になるのか。 <u>ちなみに反対です！</u>	作業道および管理道のルートは決まっています。公道から22基の風車にアクセスするためのルートを示した7月3日の説明会資料p24にてお示ししています。当該ルートの災害リスクについては今後風車位置確定後に予定している林地開発許可申請において鳥取県から審査されます。併せて鳥取県盛土条例の規制条件を満たしているかという審査も行われます。このような審査に耐えられる設計を行うことによって、災害リスクを低減できます。管理道の造成に伴う様々な環境影響についても調査を実施しており、準備書でお示します。
16 小林	作業道、管理道のルートは決まっているのか？そのルートでの災害、環境についての調査はできているのか？その公開はするのか？	

		・事業が終了・撤退・設備老化になった場合の責任は、発電事業者である鳥取西部風力合同会社が負います。弊社のプロジェクトにおきましても、地上権設定契約書には、地権者様からお借りした土地をお返す場合には、弊社の費用負担のもと、設備を撤去し、土地をお返す旨を記載しています。負債（使用後の発電設備）だけが地域に残ってしまうことはございません。
17 小林	どこの風力発電でも問題になっているが事業が終了・撤退・設備老化になった場合その責任はだれが負うのか？負債だけが地域に残ってしまうのでは？事業費の5%の撤去費用で足りるのか？	なお、設備の撤去を担保する廃棄費用の積立制度に関し、放置や不法投棄といった地域のご懸念に対応するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律の改正により、廃棄等費用の確実な積立を担保する制度として、2022年から太陽光発電事業における廃棄費用の積立が義務付けられており、事業者は、原則、源泉徴収的な外部積立てを行わなければならなくなりました。事業者が、積立金の取戻しを行うためには、廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出が必要とされ、費用の確保が担保されています。風力発電設備については、2027年度より、義務化される予定です。弊社は、法令等を遵守し、廃棄費用を積立てを行ってまいります。 ・事業費の5%は、経済産業省が現時点で用いている目安です。

		まず売電先関連について回答します。 2018年度にFIT事業認定を受けた際に、売電先は中国電力と決定していますのでFIT制度上、売電先が無くなるということはありません。地元住民の方々にも、中国電力の送電線を通じて供給されます。中国電力管内における電力使用率は、例えば2025年10月4日の場合93%程度であり電力供給力については“足りている”と言える場合もございます。一方で、2024年度の中国電力管内における電源構成比率については、太陽光・風力・水力・バイオマスを合計しても7%未満であり、同年度の国の比率26.7%を下回っていることから、再生可能エネルギーを電源とする電力について、中国電力管内で充足しているということでは無いと考えます。
18 -	売電はどこにするのか？地元住民には共給されないなら不利益や害のほうが多いのでは？売電先が無いという状態にはならないか。 190mの風車にする意味、必要性はあるのか？中国電力は電力は足りていると聞きますが…。 風車構造に当たって、山林の埋め立て、掘削などを大規模に行う必要があると思うがそれに対する騒音、獣害の増加、水源の消失など影響は考えているのか？ 近年の豪雨増加で、沈砂池というやり方は安全なのか？非常に不安。	次に190mの風車にする意味・必要性について回答します。弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書に対する住民意見で一番多くの割合を占めていたものが「自然環境への影響を小さくしてほしい」というものでした。弊社として以降約7年をかけ、自然環境への影響を小さくしながらも風力発電事業が成立する風車レイアウトや機種の検討を重ねてまいりました。検討の結果、風車1機あたりの大きさを大きくする代わりに、事業実施区域（面積）を2/3まで大きく縮小することにより、山林の埋め立てや掘削量を大幅に減らすことができること等から、自然環境への影響を大きく低減できると考えています。このようなことから、190mの風車にする意味・必要性はあると考えています。
		最後に、山林の埋め立て等による騒音、獣害の増加や水源の消失についてのご懸念について回答します。 ご懸念の点において、まずは本年末ごろから実施させていただきます、環境影響評価準備書提出に先立つ住民説明会におきまして、騒音低周波音に対する影響を予測評価した結果をお示しします。水源の消失についてですが、まず、濁りによる実質的な水源の消失につきましては、改変区域に降った雨を沈砂池で調整し、ふとんかご設置などで濁水の急激な流下を緩和し河川へ到達するまでの間の土壌に雨水を浸透させることで、濁りが河川に到達しない土木設計とします。土木設計成果品を県に提出した後に実施される「林地開発許可」「保安林解除申請」等の許認可プロセスにおいて、物理的な水源の消失が無いことを県に審査頂くことで証明します。獣害の増加につきましては、現時点において風力発電施設の稼働と獣害の増加について関連性を示す知見は確認できておりませんので引き続き最新の知見の収集に努めます。しかしながら、過去3年に渡って実施してきた環境影響調査において、事業実施区域内で観察されたシカについては記録していますので、運転開始後に顕著にシカの頭数が増加した場合は原因究明の一助になると考えています。最後に近年の豪雨増加を背景に、開発許可を頂くための基準が厳しくなっていますのでこれらの基準に適合する事業計画を進めることが安全な事業実施につながると考えています。

自然の山と沈砂池とは比較にならず保水力は低下するのでは？（ダムが枯渇するのと同じく）
秋田県の事故でも点検は行っていたと思うがそれでも事故は起こると思うが、かなり重要な問題では？
生態系への影響はかなり大きいと思うが、巨大な風車建設によって動植物に影響が出ないのか？（そういった影響は必ず人間の生活に及んでくると思います）

まず、保水力について回答します。
沈砂池とは、風車ヤードに降った雨を起因とする濁った水が、そのまま風車ヤード外に流出することを防ぐために設置されるものであり、風力発電所建設による保水力を担保する施設ではございません。風力発電所が建設される前後で保水力が変化しても安全か否かの評価については、風車ヤードやアクセス道路が造成される水系・流域において、降雨後の雨水流出量がどの程度増えるかを計算したうえで評価されます。本事業においては、今後実施される「林地開発許可」の県審査において明らかになるため現時点において明言できませんが、他事業における事例をご説明します。風車ヤードや、風車ヤードへのアクセス道路の造成において樹木伐採を伴うため、林地開発許可等の審査において、保水力を評価する為の“流出係数”は、通常の山林の値（0.65）と異なり、風車ヤードやアクセス道路では1.0という値が適用され計算されます。一方で、対象となる流域および区域における風車ヤードやアクセス道路の造成面積は、（太陽光発電所とは大きく異なり）、流域面積の数％（1桁台）に留まり、また風車ヤードにおいても風車基礎部以外は砂利敷であることから、多くの場合、風力発電所建設前後での雨水流出量の増分は1％未満という結果です（これが太陽光発電は面の開発、風力発電は点と線の開発 といわれる所以です）。流出量の増分が1％を超過する場合は、県河川課との協議により、別途「調整池」という施設を作り、風力発電所建設後の保水力の担保とする場合がありますが、今まで弊社が建設してきた風力発電所において、調整池を作った事例はございません。すなわち、流出雨量の増分は1％未満でした。今後の住民説明会において、調整池の要否についても改めてお示しします。

次に、秋田県の事故について回答します。2025年7月3日の3町長向け説明会でもお示ししましたとおり、秋田を含む昨今のブレード（羽）の落雷等による損壊事故の全ては、日本における耐雷性能に係る法律が改訂された2015年以前に運転が開始されたものであること、法改訂により耐雷性能が2倍に引き上げられたことから、最新の法律改定後の風車を使用するという意味においてはご安心頂けるものと存じます。なお、一般発電事業者として、秋田の事項は重要な問題であると受け止めており、最新の風車を使用するだけでなく、日々の点検や部品交換時の部品の適合性のチェックなど、万全を期していく所存です。

最後に、生態系への影響について回答します。ご懸念の点において、まずは本年末ごろから実施させていただきます、環境影響評価準備書提出に先立つ住民説明会におきまして、調査結果を基にした生態系への影響の予測評価結果をお示しさせていただきます。なお、環境影響評価準備書について国が審査した結果、生態系への影響が多大であると国が判断した場合は、風力発電所は建設されません。

※施工方法についての説明が無いのでは
①資機材の搬入ルート
②工事車両の搬入ルート
③工事用道路の断面構造
④排水路設備の保守点検
⑤工事によって起こった土砂災害（施工不良以外）の復旧の責任（風車設置・撤去までの期間）
⑥1基当たりの基礎規模

①資機材の搬入ルート②工事車両の搬入ルートにつきましては、現在輸送路調査を実施しており、2025年12月に速報として住民の皆様へご説明できる状態となる予定です。
③工事用道路の断面構造につきましては、今後環境影響評価準備書を提出後、風車位置が確定した段階で土木工事の詳細設計に入るため、2026年5月以降に設計の検討状況を報告します。
④運転期間中における排水路設備の保守点検は、鳥取西部風力合同会社から業務委託を受けた、弊社グループ会社であるNREオペレーションズが実施します。
⑤鳥取西部風力合同会社が実施する工事によって起こった土砂災害（施工不良以外）の復旧の責任（風車設置・撤去までの期間）は、鳥取西部風力合同会社が負います。鳥取西部風力合同会社は、本事業実施中、事業実施区域内で不測の災害（地滑り・崖面崩壊、土壌汚染、水質汚濁その他人命や社会生活に被害が生じる事態をいう）が発生した場合において、かかる災害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。その調査の結果、被害の原因が鳥取西部風力発電事業によるものと認められる時には、鳥取西部風力合同会社が被害を補償します。
⑥基礎の形式により異なりますが、例えば直接基礎の場合 直径24m、深さ5m 程度となる見込みです。なお、風車位置全箇所において地質調査（ボーリング`調査）を実施し、風車設置場所の地質や地形に応じた基礎形式を選定します。

	21 莊	・「（仮称）鳥取西部風力発電事業に係る協定書」（地区協定書）を締結して頂いた地区には、一律で年間数十万円の協力金をお支払いしています。こちらは、以下のご協力への対価としてお支払いするものです。（※「甲」は対象地区、「乙」は鳥取西部風力合同会社です） ①乙が主催する、甲の地区内の事業説明会に出席すること ②乙の求めに応じて、甲の臨時総会を開催すること ③乙に対し、地域住民とのコミュニケーションの機会を提供すること ④建設期間中に、騒音、交通渋滞、粉塵等（但し法令等に違反しない基準に限る）を受忍すること ⑤その他甲の協力が必要となる事項について、本事業に積極的に関与し支援するよう努めること 上記以外に、既に賛同頂いている地区に対して、地域貢献活動の一環で物品提供を実施した事例がございます。中山間地の保護と荒廃農地を増やさないことがその目的です。 ・風力発電事業による国内での主な災害事例と原因は別紙でお示します。本ご質問は弊社の風車が倒壊する等の事故を懸念されてのご質問と推察しますが、発電用風力設備の技術基準が改正されて以降に建設された風車の倒壊事故の事例はございませんのでご安心ください。
	22 畑池	①畑池地区6組→共有林（畑池地区）に風車が建設計画されているが6組での説明も協議もないままに計画されているのは納得できない。 ②今後説明・協議がないまま建設することは絶対反対。 ③このようなプロセスでの建設計画は住民地権者を無視しているといわざるを得ない ④Fit終了後にメンテナンスの維持はどうなるのか事業の継続はできるのか ⑤建設資材の高騰にどの様に対応するのか ⑥作業道の地権者への説明と了解はいつされるのか
	23 福居	旧日野郡がかったたたら製鉄が行われていた土地で砂鉄を含んだ花こう岩で山が出来てます。構造物を作るために山をくずすということは土砂災害のリスクが高くなるように思われる数年前広【〇〇】において【〇〇】において土砂災害が発生している。同様なことが発生することが懸念される。この計画にはあまり賛成出来ない。
	24 福居	日野川の支流には国立天然記念物であるオオサンショウウオが生息している。山に構造物を作るということは川の水【〇】がかわり自然環境がかわり影響が出ると思われる。昭和26年に二部からアメリカのダラスにオオサンショウウオ寄贈された歴史がある。

別紙1

①畑池地区共有地（6組）に関しましては、共有者が膨大かつ多くの相続登記未了地であるため、昨年に畑池評議会において地縁による団体の不動産特例を用いたご提案を行った経緯がございますが土地の利用についてのご相談は、今年（R7年）6月に現行風車配置を決めた為未だ出来ておりません。畑池地区におかれましても出来るだけ早い段階でご説明に伺わせていただけますと幸いです。

②ご指摘のとおり、皆様のご理解と同意無しに事業は進められませんので、事業者としても皆様へご説明をさせていただきたく存じます。

③地権者様へのご説明に関しまして、当該共有地は数十人に及ぶ地権者様で構成されており、その多くが相続未登記の所有者となっています。まずは地権者様の状況を知ることが先決であるため、不動産の特例を用いた提案を先だって実施しておりました。今後事業の進め方含め説明手順等も皆様へご説明させていただきたく存じます。

④FIT終了後の事業継続に関しましては、まずは地元との合意が取れること、そしてその時の社会情勢等を鑑みながらの経営判断となりますが可能な限り長く事業を継続したいと考えています。事業継続を実施する場合は、引続き鳥取西部風力合同会社から業務委託された弊社のグループ会社であるNREオペレーションズにて維持管理をしております。

⑤資材価格（単価）の高騰による費用の増加は、土木設計時においてできる限り環境負荷を低減し、改変土量の最小化を図ると共に、弊社が開発を進める他事業と併せて資材を調達する等、交渉優位性を高める努力をすることによって総費用を最小限に抑えます。

⑥作業道や風車ヤード等事業用地の地権者様へは、既に説明、交渉、契約を順次進めています。許認可手続きの申請時には、土地所有者様より開発行為への同意を頂く必要がありますため、現在の計画では2027年6月中旬までに、全ての土地所有者様より県様式によるご同意の書面又はご契約を頂きたいと考えています。

花崗岩が風化してできた真砂土は崩れやすく、土木工事を行った場合は土砂災害のリスクが高くなるのではないかと、また広島で発生した土砂災害と同様の災害が起きるのではないかとのご懸念については、9月9日の説明会でまず、広島と鳥取では同じ花こう岩でも領家帯と山陰帯という地質学的に異なった鉱物組成であり、山陰帯は風化層が浅いため、リスクの度合いが異なることをご説明しました。また風車の基礎を設置する場合における対策として、杭基礎の設置をご説明しました。この度の事業実施区域の代表点と言える舟場、津地地区でのボーリング結果によりますと、約12m以深の層へ杭基礎を根入れすることにより、構造物の建設は可能であるという見解を地質工学のスペシャリストより頂戴しています。

過去の現地調査において河川中の環境DNA調査および事業実施区域内の踏査中に直接観察を行い個体の記録を行っています。今後関係機関との協議を踏まえ、影響の可能性のある河川の現地確認を行い、必要に応じて追加の調査の実施を検討したうえでオオサンショウウオの生息環境への影響が出ないよう設計します。

25	焼杉	風力発電事業を始めるに当たり、鳥取県や伯耆町と共同で事業することは出来ませんか。民間事業者だけでは先々の運営が心配です。他県では事業者が不明になって発電しないまま放置、その後誰が処理するのか心配です。	伯耆町との共同事業をご提案頂きありがとうございます。弊社として共同事業の可能性を排除しているものではなく、今後も地域の皆様のご不安を解消する一方策として検討を続けてまいります。なお、放置や処理にかかる弊社の考え方については、質問回答No. 14、17等をご参照ください。
26	福吉	①資料に約35年の事業運営とありますが、その期間が終了した後はどうなるのでしょうか？	35年の事業運営後の計画は現時点で未定です。一般的には以下の3つの方向性が考えられます。①設備を撤去して事業を終了する②風車設備をメンテナンスしながら運転を継続する（リパフリング）③旧設備を撤去した後、同一敷地内に新型風車を設置する（リブレース）。
27	福吉	⑦普段から家のまわりにイノシシが出ています。風力発電が設置された場合、今まで以上にイノシシ等が出てくることはないでしょうか？（獣害）	現時点において風力発電施設の稼働と獣害についての関連性を示す知見は確認できていないため、引き続き最新の知見の収集に努めます。
28	福吉	⑦万が一、会社が倒産した場合どうなるのでしょうか？メンテナンスされずに放置されることはないでしょうか？	質問回答No.14で言及しましたように、本事業は、プロジェクトファイナンスという資金調達方法を利用し、事業者が倒産する可能性をできる限り排除し、事業継続を最優先とする制度設計がなされていますので、事業者が倒産する可能性は極めて低いものと考えています。万が一、事業者による運営が困難になった場合には、金融機関又は金融機関の指定する第三者が事業を承継し、運営を継続していきますので、メンテナンスがなされずに、放置されることはないものと考えています。
29	福吉	④本当に健康被害はないのでしょうか？	平成28年11月の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が示されています。 また、低周波音が環境影響評価制度において正式に除外されるまで3年間の観察期間を経ています。なお本事業においては超低周波音も調査項目に含まれており、現時点では9月9日にお示したすべての予測評価地点において70dB以下と一般住宅内で通常計測される超低周波音の音圧レベル（65～90dB）と大きな差はないため、人体への健康被害の可能性は極めて低いと考えています。 さらに風力発電所の稼働後に事後調査を実施します。その結果、環境省の“指針値”を超えたり、準備書段階での予測評価結果よりも悪化傾向にあると判明した場合は原因究明を行い、その結果に基づいた環境負荷の改善を実施します。
30	溝口	施行後の点検（土地・道路等）は定期的に行われますか。	施工後の土地・及び道路の定期点検についてですが、弊社は本事業で発電した電気の売電収入が唯一の収入となります。そのため、風力発電所が安定して事故・故障なく発電を行う事が収入の確保につながるため、風力発電機のメンテナンスはもとより、ヤードや道路についても崩れた箇所がないかどうか定期的に点検を行います。また問題が生じた際は事業者の負担の元、必要な修復等を行います。

31 上細見

①地上権を設定すると土地の担保価値や相続時に制限が出る。事業終了後に完全に更地に戻す保証をどう担保するのか？

ご指摘のとおり、地上権を設定することにより、地権者様による土地の自由な利用は制限されることになりますので、土地の担保価値に影響が生じる可能性はございますが、一方で、安定した地代収入が入るという点で、収益性のある土地として評価される側面もあるものと存じます。

また、相続時の制限について、“相続時の制限”が、相続人様も地上権による利用制限を受けるという意味でしたら、ご理解のとおりでございますが、地上権ではなく、賃借権であっても、契約は継続され、相続人様に賃貸人の地位は承継されることになります。

更地に戻す保証につきましては、発電設備の解体撤去費用の確実な積立により、担保する予定でございます。積立制度につきましては、質問回答No17にてご回答をしています。また、地上権設定契約書に規定する明渡し条項におきまして、鳥取西部風力合同会社の費用負担のもと、発電設備を収去し更地の状態にしたうえで、土地を返還する旨をお約束しています。

なお、「完全に更地に戻す」というご記載の「完全」の意味合いは、原状回復を想定されたご質問と推察します。この点に関し、保安林を解除して開発した場合は、森林法上、開発事業者に対し、原則、撤去後に植栽・植生による森林機能の回復が求められており、弊社に植林義務がございます。弊社は、撤去時において森林法その他法令を遵守した上、安全性を最大限考慮した土地の返還を行います。が、「更地」が必ずしも造成前の状態に戻すことを指すものではございません。

32 上細見

①事業破綻時に撤去費用をどう確保するのか？撤去保証金や保険の具体額と仕組みを示してほしい。鳥取県制度の保証金だけでなく事業者独自の積立や担保を行うのか？

事業破綻時の撤去費用の確保につきましては、再エネ特措法の定める積立金制度の遵守により、確保してまいります（質問回答No17をご参照ください。）。令和3年9月17日付け資源エネルギー庁作成資料「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」において、「事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻し」ができないと明記されているように、積立金制度は、事業破綻時における撤去費用の確保を想定した制度であると考えています。また、鳥取県制度の保証、すなわち、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に基づく保証金の預託制度は、事業費の5%又は事業区域面積1haあたり200万円のいずれか高い額の預託が義務付けられており、当該制度と2027年度施行予定の再エネ特措法に基づく積立制度の遵守をもって、必要十分な撤去費用が確保されるものと考えています。撤去費用の具体的な金額は質問回答No36をご参照ください。

なお、事業の存続性を確保するため（事業破綻を防ぐため）の保険として、一般的には以下のようなものがあり、鳥取西部風力合同会社においても下記に分類される保険に加入する予定です。

1. 火災・自然災害保険

台風、落雷、地震、雪害などによる設備損傷を補償するもの。

設備の焼損、倒壊、破損などが対象となる。

2. 機械的事故保険

ブレード、ギアボックス、発電機などの事故による損害を補償するもの。

突発的な事故に備えることが目的。

3. 利益損失保険（営業損失保険）

発電停止による売電収益の損失を補償するもの。

自然災害や事故による長期停止に対応する。

4. 賠償責任保険

落下物や飛散部品による第三者への損害賠償を補償するもの。

事故による第三者の人的・物的損害に対応する。

これらの保険に加入することによって、自然災害等不測の事態が起こった場合であっても十分に設備復旧が可能な資金を確保します。

33	上細見	①今後も単発の説明会ではなく、継続的な「地域協議会」を設けて議事録を公開する意思はあるか？	今後は単発の説明会を継続していきながら、農山漁村再エネ法に基づく連絡協議会の設置を目指しています。協議会が設置された暁には、協議会で議論された資料や議事録などは全て、町のHPで公開されますのでご安心ください。協議会を設置するためには、地域住民の皆様（特に事業実施区域にお住まいの区長様）、町役場の担当者様、住民の皆様のご協力が不可欠であり、協議会メンバーの構成員となって頂ける方を検討しています。協議会が設置されるまでの期間は、引き続き集落単位での説明会を継続し、弊社事業に関するご意見等を頂戴したく存じます。
34	上細見	②生態系への影響が残る可能性があるが、今後の調査を中立機関により実施し、透明性の高い調査報告としてどのように説明するのか？	生態系への影響調査は、鳥取西部風力合同会社が日本気象協会様へ業務委託を行い、日本気象協会様は中立的な機関という立場から環境アセスメントのガイドラインに準拠した調査を行っています。調査結果を元に事業者は準備書図書を纏め、県および国へ提出します。提出した図書は、鳥取県環境影響評価審査会で審議され、知事に対して専門的立場からの意見が述べられます。このような仕組みが既にあることから、調査及び評価の透明性は保たれていると認識しています。なお、準備書図書は提出前に住民説明会を開催し、住民の皆様へ内容をご説明します。
35	上細見	⑦本事業の今後の収支予測については国の再生可能エネルギーに関する補助制度や売電制度（FIT・FIPなど）に依存する部分が大きいと考えます。そのため、仮に将来的に国の政策や制度が変更された場合でも、事業の採算性がどのように変化するのかについても、併せて予測他シミュレーションを提示していただきたいと思います。	個別事業の利益配分の全体増（事業モデルと解釈させて頂きました）につきましては当然社外秘の為提示できませんが、国が考えているFIT（FIP）事業における最新の事業モデルをご紹介します。国が毎年開催している「調達価格算定委員会」における事業モデルとしては、資本費（建設コストとお考え下さい）が27万円/ kW、運転維持費が0.85万円/ kW、設備利用率（一年間にどの程度風が吹き風車が回るのか）29.1%、売電価格を13円/kWhで20年間売電した場合、想定される税引前P-IRR（内部収益率、平たく言うと 利回りのこと）が6%程度になると試算しています。本事業もFIT事業ですのでおおその事業モデルとしては参考になろうかと存じます。
36	丸山	持ち株会社ヴィーナ・エナジー社、日本法人ヴィーナ・エナジー・ジャパン株式会社は一般社団法人日本風力発電協会（JWPA）の正会員又は賛助会員でしょうか。	日本風力エネルギー(株)は一般社団法人日本風力発電協会(JWPA)の正会員です。弊社取締役会長の亀岡信行は日本風力発電協会の理事を務めています。ヴィーナ・エナジー・ジャパン(株)は複数の発電事業に関与する親会社にあたり、ヴィーナ・エナジーとしての会員への加入はございませんが、ヴィーナ・エナジー・グループ全体としては、他に一般社団法人日本風力エネルギー学会(JWEA)、太陽光発電協会（JPEA）、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）、日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）、エネルギーリソースアグリゲーション事業協会(ERA)、日本再生可能エネルギー事業者協議会(JSEC)、水素バリューチェーン推進協議会(JH2A)、一般社団法人グリーン燃料アンモニア協会(CFAA)、一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会(FOURE)の会員となっています。
37	丸山	経済産業省から9月8日に発表された「再生可能エネルギーの導入拡大策を議論づける有識者会議」で風力発電事業者に設備の廃棄費用の積み立てを義務付ける制度を導入する案が示されたが。制度開始が工事開始或いは営業運転開始等で制度上対象外となる場合でも例えば伯耆町や鳥取県等の自治体等に制度対象事業者と同じ規模の積立金を預託するつもりがあるのか。	経済産業省より、発電事業者に設備の廃棄費用の積立を義務付ける制度を導入する案が示されており、最新の議論状況は2025年9月30日に開催された再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の資料2「再生可能エネルギーの地域との共生について」に集約されていると認識しています。その資料によると、P14で示されている廃棄費用積立を義務化される対象範囲について「設備出力が20kW未満の風力発電設備も含めて、全ての風力発電設備を制度の対象とする。」と記載されており、鳥取西部風力発電事業も積立義務化の対象事業となります。なお、上記積立金制度とは別に、当事業は鳥取県盛土等に係る安全確保に関する条例の第18条に基づき、工事費の総額の100分の5に相当する額を日本国内において開設される預金口座（預入先は知事と協議して決められます）に、防災・環境保全費用に係る現金を予め入金する必要があるとございます。弊社の工事費は最大270億円程度を見込んでいるため、13.5億円程度を運転開始前に現金で納入する計算となります。

38	丸山	現状回復が必要となった場合の費用につきましては、経済産業省「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」の第76回(2025年9月30日開催)の「資料 2 _再生可能エネルギーの地域との共生について」の資料によると、発電設備を廃棄等した事業者に対する調査を行った結果、中央値としては1.95万円/kW、最大値で5.23万円/kWと記載されています。これを鳥取西部風力発電事業の事業認定最大出力数である144MW(=144,000kW) に換算すると、中央値が約28億円、最大値75億円となります。 これを踏まえ、現時点で当社は中央値である28億円を廃棄費用の資産額と想定しています。 一方で、現状回復費用（廃棄費用）の積立額は2027年度に経済産業省からガイドラインが施行される予定となっています。経済産業省は当該資料の中で、「既に調達価格/基準価格が決定されている2027年度までの認定案件については、調達価格/基準価格の算定において想定している廃棄等費用及び廃棄等費用の実態を踏まえ、原則一律に、当該想定してきた廃棄等費用の水準を積み立てることとする。」と記載しています。つまり、鳥取西部風力発電事業におきましても、廃棄費用の積立基準額は経済産業省によって水準額が決定される仕組みとなります。水準額決定後は、ルールに従い指定された廃棄費用を積み立てていく必要がございます。 施設更新が必要となった場合の費用につきましては、約30年後の最新風車の価格や市況が不明のため試算額の回答は控えさせていただきます。
39	丸山	建築コスト・維持管理コストの増大或いは、再生可能エネルギー賦課金の固定価格買い取り制度の金額が下げられたり、更に海外の持ち株会社の業績悪化等で、伯耆町の風力発電事業から撤退する場合に原状回復は確実に実施できる手段はあるのか。 まず、再生可能エネルギー賦課金の固定価格買い取り制度（以下FIT）の金額についてですが、弊社は2018年度のFIT認定（21円／kwh)を受けており、制度上今後この金額が変動(上下)することはございません。また海外の持ち株会社の業績悪化については、質問回答64でもお示ししていますとおり、「鳥取西部風力合同会社」の事業運営とは無関係です。最後に、建築コスト・維持管理コストの増大については、事業を開始する前、すなわち風力発電所の建設を着手前に考慮すべき事項です。コスト増大を考慮した結果事業性が成立しないと判断した場合は、三菱商事様と同様、その時点で撤退を表明することになり、よって、発電所建設の着手には至らない為、原状回復にかかる議論は不要となります。一方、建設着手後にコスト増となる場合のリスクについては、建設工事および維持管理業務を契約に当たって、工事会社から事業者へのコスト増分の請求に一定の限度額を設ける（CAPを設けるという）等の契約手法を用いリスクをヘッジあるいは緩和することによって、伯耆町様の風力発電事業から撤退することを防止するため、撤退による原状回復への懸念は不要と考えます。
40	丸山	日本法人も含め会社が生産「倒産」された場合に巨大な廃棄物や崩れた保守道路が残される恐れが懸念されるが、20年・25年は続く事業計画として、どのような具体的対策を考えているのか。 質問回答No.14で言及しましたように、本事業は、プロジェクトファイナンスという資金調達方法を利用し、事業者が倒産する可能性をできる限り排除し、事業継続を最優先とする制度設計がなされていますので、事業者が倒産する可能性は極めて低いものと考えています。万が一、事業者による運営が困難になった場合には、金融機関又は金融機関の指定する第三者が事業を承継し、運営を継続していきますので、風力発電設備や管理用道路がメンテナンスされずに放置されることはないものと考えています。

	風力発電施設の建設には、ブレード・タワー・ナセル等の部材の輸入・仮置き、風力発電施設建設場所近くまでの陸送、建設・施設維持保守用道路の築造や発生した土砂や木材の処分等が必要になると思われるが、 ・どここの港に陸揚げするのか ・どこに仮置きするのか ・どこからどの道路を通って運搬するのか ・運搬に使用するトレーラーのサイズや運搬する時間帯、運搬頻度は。 ・掘削土砂を運ぶダンプカーはどここの道を使用するのか。運搬する時間帯、運搬頻度は。 ・通学路への影響や、一般道の渋滞は発生しないのか。 ・不法投棄しないのは当然だと思うが、どこに大量の建設残土を処分するのか。 について、地図へのルートの記載や計画一覧表等で情報公開してもらいたい。	・現時点では境港での陸揚げを検討しています。 ・仮置き場を含めて風車の部品の搬入ルートにつきましてはいくつか候補が検討されており、現在専門の輸送業者が直接現地を確認して蓋然性を調査しています。 ・風車の部品を輸送する車両は6軸マルチトレーラーを想定しており、最大積載量100トン以上に対応可能です。部材を輸送する時間帯は夜間を想定しています。 ・工事用車両が通行する場所につきましては国道46号線・県道181号線を検討しており、沿道の騒音・振動調査を実施しています。結果・予測評価の詳細は準備書の公告前に改めて住民の皆様にご説明します。 ・通学路および一般道への影響につきましては今後事業の進捗に合わせて警察と協議を行い皆様への影響が少ないように事業計画を進めます。 ・切土など土木造成で発生した土砂など建設残土は基本的に風力発電所場内の盛土で使用することが想定しており、事業エリア内で使用することを想定しています。また、仮に盛土に使用する以上の土砂が発生した場合は盛土条例に基づいて許可申請を行い県知事の許可取得後に場外搬出して処分します。 ・工事用車両や風車部材の搬入ルートにつきましては準備書図書に掲載します。検討段階のルートにつきましても次回住民説明会の資料への掲載を行います。
42 丸山	部材を運搬するトレーラーやダンプカーのために静かな地域が振動等で安眠できない等の被害が出た場合の対応はない具体的に何をするのか。（大型トラックやトレーラーが頻繁に通る道路近くの家屋は振動の影響で建具が震えたりすると思いますが）	工事用車両および風車の部材を運搬する車両が通行する道路沿道におきまして、騒音および振動の現況調査を実施しています。予想される車両の通行量から地域に与える影響の予測を行う予定で、基準を超過しないように工事計画を進めますが、影響が懸念される場合は通行する車両の台数が短時間に集中しないように通行時間の平準化、走行速度を落とすなど対応します。
43 丸山	建設中に御社の工事が原因とする大規模な土砂崩れやその他災害が発生した場合のための、被害者への補償や道路等の公共インフラへの復旧費用等は十分にあるのか。	建設中に弊社の工事に起因する大規模な土砂崩れやその他災害が発生した場合の、被害者への補償や道路等の公共インフラへの復旧費用等は十分にございます。経済産業省より、発電事業者設備の廃棄費用の積立を義務付ける制度を導入する案が示されており、最新の議論状況は2025年 9 月30日に開催された再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の資料 2「再生可能エネルギーの地域との共生について」に集約されていると認識しています。その資料によると、P14で示されている廃棄費用積立を義務化される対象範囲について「設備出力が20kW未満の風力発電設備も含めて、全ての風力発電設備を制度の対象とする。」と記載されており、鳥取西部風力発電事業も積立義務化の対象事業となります。なお、当事業は鳥取県盛土等に係る安全確保に関する条例の第18条に基づき、工事費の総額の100分の5に相当する額を日本国内において開設される預金口座（預入先は知事と協議して決められます）に、防災・環境保全費用に係る現金を予め入金する必要があります。弊社の工事費は最大270億円程度を見込んでいるため、13.5億円程度を運転開始前に現金で納入する計算となります。
44 丸山	建設に伴う土砂が溪流に流れ込むことはないのか。	濁水の到達距離を予測した結果、濁水は河川及び溪流までは到達しない予測となっており、下流域には現状から大きな変化はないと考えています。予測の際には過去鳥取西部地域の降雨データをもとに雨量を想定し、沈砂池から河川までの距離や、沈砂池でどの程度土砂が沈むかなどをもとに計算します。
45 丸山	風車は10分間平均風速及び瞬間最大風速でそれぞれ何mまで耐えられるのか。	台風への懸念につきましては、2017年の法改正で、10分平均風速57m/ s、瞬間最大風速85.5～114m/ s の風速でも耐えられるように設計されています。風を受けた際にまず風車のピッチ（羽の角度）を制御し、次にヨー制御（風車の向き）を行い受ける風力を調整します。さらに強い風が吹く時には過剰な回転を防ぐ為羽を止めるブレーキ機能を持っています。

46	丸山	風車は地震において最大震度及びマグニチュードでそれぞれどこまで耐えられるのか。	設置する各風車は設置する立地環境が異なるため、最大震度やマグニチュードで換算した場合にどこまで耐えられるのかを一律的に申し上げることはできません。なお、ウインドファーム認証を行うClass NKのガイドライン陸上風力発電所編には、「以下に示す省令及び指針の要求事項に対応した地盤及び地震条件を設定しなければならない。(1)発電風力設備に関する技術基準を定める省令(2)発電用風力設備の技術基準の解釈(3)風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」とあります。風力発電設備の耐久性を評価する際に想定する地震の条件は、上記 3 つの法律、指針に拠って判断することとなります。
47	丸山	その他自然災害に対するリスクはどのような考えを持っているのか。	土砂水災害、風や地震による風車倒壊以外の自然災害の一例として、落雷による風車の損壊が考えられます。2025年7月3日の3町長向け説明会でもお示したとおり、秋田を含む昨今のブレード（羽）の落雷等による損壊事故の全ては、日本における耐雷性能に係る法律が改訂された2015年以前に運転が開始されたものであること、法改訂により耐雷性能が2倍に引き上げられたことから、本事業においては法律改定後の最新の風車を使用するという形で損壊事故の危険性を未然に防止できると考えています。一発電事業者として、秋田の事故は重要な問題と受け止めています。本事業においては、最新の風車を使用するだけでなく、日々の点検や部品交換時の部品の適合性を確認します。
48	丸山	多数の建設作業員により発生する汚物・廃棄物はどのように処分するのか。	建設作業員により発生する汚物・廃棄物は、風力発電所を建設する工事会社の責任の元、法律に基づいて適切に処分されます。発電事業者である弊社と、風力発電所を建設する工事会社との間で締結される工事請負契約において、法律に基づいて適切に処分することが記載された契約書が手交されます。
49	丸山	適切な工事を実施していることを明らかにするため、議員やメディアや市民による監視・見学を受け入れるか。	適切な工事を実施しているか否かにつきましては、許可権者である国と県の専門家の方々による検査で明らかになり、検査に合格しない限り風力発電所の建設は完了しませんのでご安心ください。
50	丸山	溪流への土砂の流出や廃棄物の不適切な処理が確認された場合、再発防止対策を公表し、鳥取県・地元自治会等の承認を得るまで工事を中断するつもりはあるのか。	溪流への土砂の流出や廃棄物の不適切な処理が確認された場合、再発防止対策を公表し、鳥取県等の許可権者から承認を得るまで工事を中断します。
51	丸山	バードストライクが発生した場合の対応はどのように考えているのか。	バードストライク（鳥類の衝突）につきましては、自然環境への影響を慎重に見極めるべき重要な課題であると認識しています。本事業では、建設工事前に鳥類の生息状況を含む環境調査を実施しており、運転開始後もバードストライクの発生状況を確認するため定期的な巡回を行います。例えば、弊社の他のプロジェクトでは、事後調査を実施し、報告書を取りまとめて県へ提出する事例もございます。具体的な調査方法としては、施設管理の巡回と併せて風力発電機の下に鳥類の死骸がないかを確認し、発見された場合にはその種を特定し、発生回数を記録します。種の特定が困難な場合には、個体を冷凍保存し、専門家による分析を行うこともございます。このように、バードストライクについては、必要に応じて適切な対応を講じてまいります。 バードストライクの件数を完全にゼロにすることは難しいかもしれませんが、その可能性を低減させるための方法はいくつか考えられます。 例えば、渡り鳥のピーク時期や特定の時間帯に風車の回転を一時的に停止するなど、風車の運転制御によって衝突を回避する方法がございます。 また、風車ブレードやタワーの視認性を高めるために色や模様を工夫することで鳥が風車を認識しやすくなり、衝突を減らす試みもございます。ただし、これについては景観への影響なども考慮する必要があるため、導入の可否については慎重な検討が必要です。 さらに、音や光などの刺激を用いて鳥類を風車から遠ざける忌避装置の導入も、対策の一例として業界内で検討されています。

これらの対策は「鳥類にとって効果がある可能性がある」一方で、「人間の生活環境にとっては新たな負荷となる可能性がある」ため、地域住民の理解と合意、行政との調整、技術的な検証を経た上で慎重に判断すべき事項だと考えます。これらの対策は、現時点で本事業において導入を確約するものではありませんが、今後の調査結果や技術動向、行政からの指導等、そして地域の皆様からのご意見などを踏まえながら、必要に応じて検討していく可能性があるものとしてご紹介させていただきました。

引き続き、地域の皆様との対話を重ねながら、自然との共生を目指した事業運営に努めます。

ご質問・ご懸念について下記にご説明します。

【風向きについて】

風向きに関しては風車稼働後に皆様に聞こえるであろう騒音を予測評価する際には、常に風車から住宅に向けて風がふいていると仮定し予測評価を行っていますので、住宅にお住まいの皆様にとって安全側での予測評価となっています。

【低周波音の影響を受けると苦情が出た場合の対応について】

弊社は各地区と締結を進めている地区協定書の中で、本事業実施中に事業実施区域内で不測の災害（地滑り・崖面崩壊、土壌汚染、水質汚濁その他人命や社会生活に被害が生じる事態をいう）が発生した場合において、かかる災害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施し、その調査の結果、被害の原因が鳥取西部風力発電事業によるものと認められる時には、鳥取西部風力合同会社が被害を補償することを記載しているため、低周波音による被害の申し出があった場合も同様の対応を行います。

風力発電施設が設置されたことにより、風向きで低周波音の影響を受けると苦情が出た場合、どのように対応することを考えているのか。

・2025年9月資料p35騒音調査に風向きや風速は関係しないのか？
なぜ調査を4/26～5/1に実施したのか？
その時の風速・風向はデータとして記載しいないのか？
住宅に向けた風がふいている時に調査をするべきでは？

- ・騒音調査において風向および風速は関係しています。騒音調査は環境省が定める、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に従って実施しており、実測した風況のうち、風車が回らない弱い風（3m/s未満）、定格風速以上の強い風（14m/s以上）の時間帯を除いた値を使用しています。風向については10分間のうち最も出現頻度が高かった風向を測定して使用しています。
- ・4/26～5/1に実施したのは春の代表的な日程として実施しました。今後、秋及び初冬でも騒音調査を実施する予定です。
- ・紙面の都合上、9月9日の説明資料には掲載しておりませんが、準備書には残留騒音調査時の平均風速・風向も記載します。
- ・風車稼働後に皆様に聞こえるであろう騒音を予測評価する際には、常に風車から住宅に向けて風がふいていると仮定し予測評価を行っていますので、住宅にお住まいの皆様にとって安全側での予測評価となっています。

・質問の区長さんは賛成派の方を選んだの？

ご質問者の指名を行った弊社担当者は、他プロジェクトから本説明会のサポートのために参加している者であり、区長様方のお顔やお名前を存じ上げておりません。その結果、説明会当日は挙手いただいた区長様方の中から司会者がランダムに指名させて頂く運びとなりました。

貴重なご意見を頂きありがとうございます。事業計画区域内に荘古市農地保全会という92名で構成される団体につきまして、メディアで報道されるまで認知できておらず大変失礼しました。団体の成り立ち、構成員が地元住民の方々と構成されているのか、どのような陳情内容だったのかという点につきまして、改めて詳細をご教示頂きたく存じます。2022年10月に弊社が天下様へお会いした際に、鳥取西部風力発電事業に協力をしないことの理由として挙げられておりました「景観」「真砂土の工事対策」「荘古市農地保全会」という3つの理由が挙げられていたこと、保全会が、保全会を構成している方々、その格好について、この3つに

荘古市農地水保全会代表の天下です。構成員92名を代表して8月8日に町と議会に対して、事業計画反対の陳情をしました。当初計画を聞いた五年前に、「あらゆる角度から検討して、リスクの大きな風力発電事業には一切協力をしない」と総会決議をした当時の荘連合区長でもあります。あれから五年、当時の計画を大きく変更された今日の説明を聞き、ただひたすらに丁寧に生きてきた私たちは、「未来に何を残せるか」ということについて、さらに勇気をもらったように思います。その間にも、御社は協定書に仮契約した自治会にエアコン、ストーブ、テレビ、神社の幟旗、トラクターなどを寄贈して感謝状までもらい、それらを御社のホームページで紹介しておられますが、あの風力発電交付金は国の事業で、国のお金ではないですか？ 今日お聞きした説明は地元を持ち帰り報告しますが、不安が一層募ることはあっても、到底皆さんの考えが変わるような内容ではございませんでした。先人から受け継いだ、安心・安全なこの豊かなふるさと自然を次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であります。外国のことわざに、「愚かな質問ということはない、愚かなのはその答えだ」ということを添えて、私の意見とします。

東畑池では風力発電所のけんせつについて詳しく知る方が少なく説明会の開催を相談しましたが多くの方が建設に反対のため業者を呼ぶ必要がないとの結論になりました。本日は町主催の住民説明会に参加しましたので地域のみなさんの話をお伝えしたいと思います。

区への貢献かないこと」「地元の雇用が生まれないこと」へのご懸念は、今も変わらずにお持ちでいらっしゃるかと推察します。これらにつきまして、以下のとおり回答します。

①景観について

荘地区からの風車の見え方につきましては、9月9日の説明会時、庄神社から見た風車の景観をご紹介差し上げました。完成後は、風車の羽根が旋回する様の一部確認されることになります。地元の方に愛される庄神社からの風景に風車の一部入り込むことにつきましては、例えば風車の色を景観融和色に変更する等の工夫が可能だと考えています。また、荘地区内の他の地点からの景観が気になる場合はお知らせください。調査します。

②真砂土の工事対策について

花崗岩が風化してできた真砂土は崩れやすく、土木工事には不適であるというご指摘につきまして、9月9日の説明会では風車の基礎を設置する場合における対策として、杭基礎の設置をご説明しました。この度の事業実施区域の代表点と言える舟場、津地地区でのボーリング結果によると、約12m以深の層へ杭基礎を根入れすることにより、構造物の建設は可能であるという見解を地質工学のスペシャリストより頂戴しました。また、現在基本設計中である、風車ヤード及びアクセス道路につきましては県の盛土規制条例や林地開発許可の規制を遵守し、沈砂池、補強土壁、調整池などの安全施設を工事に先駆け設置することにより、発電所建設工事中の安全対策を徹底して参ります。

③荘地区への貢献について

地域貢献の大きな枠組みとしましては、9月9日の説明会でもご紹介差し上げた農山漁村再エネ法の協議会を活用した地域貢献がございます。弊社福井の事業の事例では、運転開始後、売電収入の1%に当たる年間2000万円を基金として収めることとなっています。（本事業の場合は5000万円程度を想定しています）この基金の使途は協議会が自由に決めることができ、例えば地元のお祭りで花火を上げる等、文化活動への費用や、夏の草刈り、冬の除雪等の生活インフラの整備、地元から愛される神社の補修工事等、地域が活性化するためのあらゆる活動へ資金を充てることができます。この協議会は、発電設備の設置を予定している集落およびその周辺地域の住民代表の方、町行政の方、地元有識者等の関係者と弊社で構成することを想定しており、基金の多くは発電設備の設置を予定している集落および周辺地域の方へ還元されます。

④地元の雇用について

建設工事の際は、各町に所属される建設会社様等の間で希望される会社様間で合併会社を作って頂き、二次請け等で工事発注させていただきたいと考えています。運転開始後は、風車間のアクセス道路や自営送電線路のメンテナンス（枝の伐採、草刈、道路補修他）等で地元企業様の協力を頂きたいと考えています。

なお、弊社は2018年より現在に至るまで、行政および皆様のご意見を反映すべく事業計画（風車機種と配置）の検討・最適化を行っていますが、その最中において弊社事業に協力・賛同を頂いた集落に対しましては、自社の予算の範囲で、地域貢献活動を目的として、物品等の提供を行った実績があります。しかし、これらは全て日本風力エネルギーの自己資金で実施したものであり、固定価格買い取り制度の下、発電開始後の売電価格の一部となる、皆様がご負担されている再エネ賦課金を充当したものではありません。また再エネ賦課金以外に、交付金等、国からの支援は一切ございません。

9月9日の説明会の内容を地元を持ち帰り報告して頂けるとのこと、心より感謝申し上げます。安心・安全な、豊かなふるさと自然を次世代に引き継いで頂けるよう、弊社も事業者の責務として、安全・安心な事業計画を立案し、説明責任を果たしていく所存であることを添えて、事業者の意見とさせていただきます。

東畑池地区におかれましては、風力発電事業の建設について詳しくご存じの方が少ないにも拘らず、弊社事業に反対の意向を表明される方が多いこと、反対であるが故に地区としては事業者からの説明について「不要」と判断されている現状について大変残念に思います。そのような中で、9月9日の説明会に足を運んで頂き誠にありがとうございました。また、ご参加頂くだけでなく、地域住民の皆様の声をこのような形で事業者へ届けて頂いたことについても重ねてお礼申し上げます。9月9日の説明会も主催者は事業者でありましたが、今回の説明会を機に、是非東畑池地区においても改めて説明会を開催させていただけますと幸いです。9月9日の説明会で直接事業者の声を届けられなかった地元住民の方へ、直接ご説明させていただく場を頂戴できますと幸いです。

	東畑池の住民の多くが今回の風力発電所の建設に強く反対してます。 健康や生活への影響、騒音や低周波、景観の変化、さらに将来の撤去や維持管理の責任など、さまざまな不安が住民の間にあります。 こうした理由から、地域として合意形成を行うことは非常に難しく、現状では多くの住民が建設を受け入れる意思を持っていません。 そこでお伺いします。 このように地域の大多数が建設に反対している状況で、事業者としてどのように判断されるのでしょうか。 住民の理解や同意が得られない場合、計画を見直したり、中止するという選択肢を検討していただくことは可能でしょうか。 私たちは事業の推進よりもまず地域住民の生活や安全、そして将来の安心を優先していただきたいと考えています。	東畑池の住民の方々の多くが、今回の風力発電所の建設について事業者から発信する情報の内容をあまりご存じない中で強く反対されていることについて、大変残念に思います。健康や生活への影響、騒音や低周波、景観の変化については、今後環境影響評価準備書に調査および予測・評価の結果を記載し、12月には図書を公告・縦覧する前に住民の皆様向けに説明会を開催する予定です。将来の撤去や維持管理の責任などについては、今回の説明会後に他の住民の方からも同様にご不安の声やご質問を頂戴していますため、別の項目の質問回答をご確認頂けますと幸いです。 このように、地域の大多数が建設に反対している状況について、事業者としては大変重く受け止めています。しかしながら、弊社が現時点でご説明している、或いは今後発信する環境影響への影響についてお知りにならない状況で反対されている状況と推察しますので、前項目でご回答差し上げたとおり、東畑池地区での住民説明会を開催させていただき、具体的な反対理由等も事業者として直接お伺いしたく思います。 なお、同意を得られない住民様が建設予定地の自治会の区長様である場合、本事業に必要な許認可手続きの一つである林地開発許可において、弊社が「林地開発許可申請に必要な書類」として規程される様式5号「開発事業区域を管轄する集落住民の代表者の同意書の写し」を提出できなくなります。その場合は林地開発の計画そのものを見直す必要性がございます。 地域住民の皆様の生活や安全、そして将来の安心を優先して事業者から説明を尽くしたいと考えています。東畑池地区での説明会の開催についてご検討頂けますでしょうか。
58 福居	※再生可能エネルギーが反対というわけではない	そのように感じていただける方がいらっしゃることで、心よりありがたく思っています。 しかしながら、総論として再生可能エネルギーそのものにご賛同頂けている一方で、各論として現在鳥取西部風力発電事業を計画する事業者の設計の進め方や計画の内容についてご理解を頂けるかという個別的な事情は別問題であると認識しています。 引き続き地域住民の皆様の生活や安全、そして将来の安心を優先して事業者から設計内容について説明を尽くして参ります。
59 福居	○オオサンショウウオ（天然記念物）の生息地であることの認識、調査は	鳥取県西部地域にオオサンショウウオが生息していることは事業者として認識把握しており、過去の現地調査において河川中の環境DNA調査および事業実施区域内の踏査調査の際にも観察調査を行っています。今後関係機関と協議を行い影響が想定される河川を専門家や地元の文化財保護局と確認を行ったうえで必要に応じて指導やアドバイスのもと、追加調査を実施を行います。調査の結果、オオサンショウウオが生息する可能性が高いと判断された場合は文化財保護法に基づく現状変更の許可申請を行い許可を得てから施行します。

		ご指摘の地区における土壌の安全性について、花崗岩地質であることから土砂災害の懸念を抱かれる方がいらっしゃることも、まずはそのようなご心配の声を真摯に受け止めています。 確かに、花崗岩地質は風化が進むと崩れやすい性質を持つ場合があります。ただし、一口に花崗岩といっても地域によって地質の特徴は大きく異なります。たとえば、広島県で発生した土砂災害の事例を鳥取県西部にそのまま当てはめることは適切ではございません。花崗岩の地質学的には広島が「領家帯」と、二部地区は「山陰型」という区分に該当します。 この「山陰型」の花崗岩は、風化層が浅く、地盤が比較的安定している傾向があると専門家から評価されています。また、山陰地域は降雨に対する地盤の慣れが進んでおり、雨による地盤変化が比較的少ないという見解もございます。これらは、地盤工学や防災分野の専門家による知見に基づくものです。 弊社では、事業予定地区内において代表的な2地点を選定し、風車の最終配置とは異なるものの、地質の傾向を把握する目的でボーリング調査を実施しています。その結果、両地点ともに風車基礎の設置に必要な地盤強度が十分に確保できるとの評価を専門家からいただいています。 今後も、風車の最終配置が確定した段階で、すべての基礎位置において個別にボーリング調査を実施し、地盤の強度を確認したうえで、地質に応じた最適な基礎設計を行う予定です。これにより、土砂災害のリスクを十分に評価し、回避策を講じたうえで、安全性を確保した設計を進めます。 また、土砂災害警戒区域については、それらの区域を避けて開発を行います。地域の安全性を最優先に考え、慎重に対応してまいります。 補足として、一部の方から、風車の基礎工事に伴う掘削土量と、熱海市で発生した土砂災害の土量を比較するご意見もございました。しかしながら、両者は地質的・工学的に全く性質が異なるものであり、直接的な関係はございません。風車基礎の掘削は、設計に基づいて安全に施工されるものであり、周辺環境への影響を最小限に抑えるよう配慮しています。
60	福居	○二部地区の土壌について、花崗岩で崩れやすい、土砂災害警戒区域でもある
61	福居	30年以上経過した後の土地の取り扱いについてご説明します。 弊社が想定する事業期間は約35年であり、以下の3つの段階を含んでいます： 建設期間：約5年 運転期間：約25年 撤去期間：約5年 契約期間の延長がない場合、事業終了後には設置された現在予定をしている風力発電設備（22基）はすべて撤去され、土地は地権者様に明け渡されます。明け渡しに際しては、弊社の責任において設備を撤去し、土地を更地の状態に整えた上で返却します。 なお、土地については、森林法および林地開発許可制度に基づき、以下のような対応を行います： 保安林を解除して開発した場合は、撤去後に植栽・植生による森林機能の回復が原則として求められます。地域森林計画対象民有林（いわゆる五条森林）においても、開発後には植栽義務が課されており、弊社にて適切な植栽を実施します。 これらの措置により、事業終了後も地域の環境保全に配慮した形で土地を返却させていただきます。
62	福居	地権者の反対があった場合、場所の変更がありますか。 ◎5年前の説明会では場所を変更するとのことでしたが。

「地権者」とは事業実施区域に該当する土地の地権者様のことを指しており、「場所」とは事業実施区域を指していると理解しました。その前提で以下のとおり回答致します。

地権者様の反対によって、最終的に土地利用に関する契約を締結できる見込みが立たないと事業者が判断した場合は、発電設備やその付属設備、道路などを設置する場所について一部計画の変更を行う可能性があります。

63	莊	鳥取西部風力合同会社ヘヴィーナエナジーから事業と責任が移されるのではないかと心配している	風力発電事業を含む再生可能エネルギー発電事業を実施する場合に、特別目的会社という会社を設立して、当該会社が発電事業の主体となることが多く行われています。そして、特別目的会社の形態には、株式会社型や合同会社型があるところ、合同会社型は、株式会社と比べて、組織のルールや仕組みを整える上で自由度が高く、機動性に富むことから、広く一般的に採用されており、例えば、豊田通商株式会社様の子会社であります株式会社ユーラスエナジーホールディングス様のグループ会社として、“合同会社道北風力”が北海道に計107基の陸上風力発電機を稼働しています。 鳥取西部風力発電事業においても、合同会社型を採用し、鳥取西部風力合同会社が事業主体となりますが、プロジェクトファイナンスを利用し、本事業のために資金調達を行いますので、発電設備の建設、運営、維持のために、十分な資金力を有しています。また、同社が、事業に必要な全ての許認可を取得しますので、ヴィーナ・エナジーが事業を遂行する場合と同じ法令遵守義務を負うことには変わりはありません。さらには、同社は、施設管理者責任保険に加入しますので、万が一、発電設備・敷地内からの出火や土砂災害が発生し、住民の皆様等の第三者に物的・身体的損害が発生した場合に、被害を補償する制度を構築しています。
----	---	--	--

64	莊	建設地の表層は軟弱地盤とのことで、建設には不向きと判断できる、どう考えているか。	弊社としましては、建設地の表層が軟弱地盤であることのみをもって建設に不向きであるとは考えておりません。9/9の説明会時にご説明差し上げましたとおり、弊社は事業実施区域の代表 2 ヶ所でボーリング調査を実施しました。結論として、確かに軟弱地盤の存在は一部確認されたものの、N値50を超える頑強な地層も発見され、固い層へ杭を入れることを前提とした基礎を設置することによって構造物の設置は十分に可能であるという見解を、地質工学のスペシャリストより頂きました。弊社は今後、環境影響評価を提出し、県知事意見等を踏まえ、設計見直しの可否を検討します。風車の設置場所を確定した段階で、全ての風車の基礎位置からのボーリング調査を実施し、各設置場所に適した基礎を設計します。その際、安定した強度のある地盤に到達する前に軟弱地盤がある場合、杭を根入れする等の設計を行います。
----	---	--	---

65	莊	建設地の表層は軟弱で山くずれが心配	9/9の説明会時にご説明差し上げましたとおり、弊社は事業実施区域の代表 2 ヶ所でボーリング調査を実施しました。結論として、確かに軟弱地盤の存在は一部確認されたものの、N値50を超える頑強な地層も発見され、固い層へ杭を入れることを前提とした基礎を設置することによって構造物の設置は十分に可能であるという見解を、地質工学のスペシャリストより頂きました。
----	---	-------------------	---

66	莊	建設地では高いレベルで騒音等が確認できるため、動物への影響が心配	風力発電機から離隔をとった住居に比べ、風力発電機近くの動物にとっては住居付近より大きな騒音等になることは事実です。しかし9月9日に配布し本資料のスライド37ページ目の図をご確認いただければお分かりのとおり風力発電機周辺で最も騒音レベルが高い場所で約50～55dB（風車を示す赤丸の周りの色が50～55dbを示す黄色になっています）となっています。55dBというのはエアコンの室外機や車のアイドリングなど日常的騒音と言えるレベルであるため高いレベルの騒音とは言えないと考えます。ちなみに一般的にセミの鳴き声は70dB前後と言われており、自然界においてセミと他の動物が共存できているところからも大きな影響はないと考えています。 また、騒音等と動物の行動の関係は十分に解明されているとはいえず、例えば獣害を防ぐため音で動物を忌避させようとした場合、最初は効果があったものが次第に効果が無くなるなど動物の適応能力はかなり高いことが伺えます。また、自然界には滝のように可聴音や低周波音を発生させるものがありますが、動物はそれに馴れて生息しています。風力発電機から発生する音に対しても動物は馴化するものと考えています。 鳥取西部風力合同会社は、本事業実施中、事業実施区域内で不測の災害（動物への影響やそれに伴い社会生活へ被害が生じる事態を含みます）が発生した場合において、かかる災害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。
----	---	----------------------------------	--

67	莊	庄神社からの景観がかなり悪化するものと思われ、大変問題とを考えます。	庄神社からの景観については9月9日の住民説明会でご説明させていただきましたとおり、風車群の一部が見える状況です。景観へのご懸念につきましては莊地区にお住まいの住民の皆様より改めてご意見を頂戴し、風車の色を環境融和色へ変更する等、住民の皆様が煩わしさを感じないよう配慮します。
68	莊	莊地区の川、つつみなどには、砂が流入している現状がある。土地のほ水力が低下し、更に砂の流入が懸念される。	風力発電所が建設される前後で保水力が変化しても安全か否かの評価については、風車ヤードやアクセス道路が造成される水系・流域において、降雨後の雨水流出量がどの程度増えるかを計算したうえで評価されます。本事業におきましては、今後実施される「林地開発許可」の県審査において明らかになるため現時点において明言できませんが、他事業における事例をご説明します。風車ヤードや、風車ヤードへのアクセス道路の造成において樹木伐採を伴うため、林地開発許可等の審査において、保水力を評価する為の〃流出係数〃は、通常の山林の値（0.65）と異なり、風車ヤードやアクセス道路では1.0という値が適用され計算されます。一方で、対象となる流域および区域における風車ヤードやアクセス道路の造成面積は、（太陽光発電所とは大きく異なり）、流域面積の数％（1桁台）に留まり、また風車ヤードにおいても風車基礎部以外は砂利敷であることから、多くの場合、風力発電所建設前後での雨水流出量の増分は1％未満という結果です。（これが太陽光発電は面の開発、風力発電は点と線の開発といわれる所以です）流出量の増分が1％を超過する場合は、県河川課との協議により、別途「調整池」という施設を作り、風力発電所建設後の保水力の担保とする場合がありますが、今まで弊社が建設してきた風力発電所において、調整池を作った事例はございません。すなわち、流出雨量の増分は1％未満でした。今後の住民説明会において、調整池の要否についても改めてお示しします。その他、莊地区に流れる谷山川へ濁水が流れ込むことへのご懸念については、質問回答No.45、51をご参照ください。
69	莊	野生動物が里に出てくるのではないか。	獣害の拡大（増加）につきましては、現時点において風力発電施設の稼働と獣害の増加について関連性を示す知見は確認できておりませんので引き続き最新の知見の収集に努めます。しかしながら、過去3年に渡って実施してきた環境影響調査において、事業実施区域内で観察されたシカについては記録していますので、運転開始後に顕著にシカの頭数が増加した場合は原因究明の一助になると考えています。当該事業の工事によって山からの動物が集落内に降りてきて住民の皆様へ弊害を与えていると疑われる場合は、かかる弊害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。
70	金屋谷	この事業は国からとか中国電力からの要望があったからなのか、それとも1民間企業としての事業なのか。 現在のこの地区で電力が不足しているという情報が中国電力からも出ていないし、この夏に停電（電力不足による）もないので、1企業の事業のために自然を破壊することは反対です。	この事業は国および中国電力からの要請ではなく、1民間企業としての事業です。 中国電力管内における電力使用率は、例えば2025年10月4日の場合93％程度であり電力供給力については〃足りている〃と言える場合もございます。一方で、2024年度の中国電力管内における電源構成比率については、太陽光・風力・水力・バイオマスを含計算しても7％未満であり、同年度の国の比率26.7％を下回っていることから、再生可能エネルギーを電源とする電力について、中国電力管内で充足しているということでは無いと考えます。当該事業は手入れが困難な人工林に道を付けることで人工林の中に立ち入り易くなり、管理の品質を上げる一助となると地元林業従事者様から期待頂いている事業でもあります。過疎化を食い止める事業になり得るとの期待も頂いています。今後予定している環境影響評価手続きを通じて、自然破壊とならない事業になるよう努力してまいります。
71	金屋谷	基礎の杭打ち（深さ12m）による地盤のゆるみが発生して地滑り等の原因にならないか	基礎杭の施工においてハンマー等の打撃式施工は実施せず、地盤を乱さない場所打工法で実施するため、基礎杭の施工が地盤のゆるみを発生させることは無いと考えています。また、施工後は杭自体が地すべりの抑止につながるため地すべりの危険性は低減すると考えられています。
72	福吉	自然環境（水質など）について問題ないですか。	環境影響評価法における現地調査で水質について現況を調査しています。そのうえで工事を行った際に河川に濁水が到達するか予測評価を進めており、現時点では濁水が河川に流れ込まないと予想されています。その他、土砂が河川・溪流に流出することへのご懸念かと思慮しますので、質問回答No.45、51もご参照ください。

73	福吉	大きな施設のため災害の危険性はどうて	申し訳ありませんがご質問の内容を最後まで確認することが出来なかったため、回答を差し控えさせていただきます。
74	上野	先般三菱商事が千葉県沖で風力発電の開発が予定されていたが事業からの撤退を発表した。当初計画からは建設費の大幅な増加が要因とのこと。そもそも本事業におかれてはそのあたりの見通しは怎なのか。計画とおりに行けるのか、おたずねしたい。	三菱商事様が撤退を発表した洋上風力発電のみならず陸上風力発電を取り巻く事業環境（建設費や資機材費の高騰等）も大変厳しいため、2018年以降の7年間において、自然環境の保全と採算の確保を両立すべく事業計画（風車配置や機種を選定）を進めて参りました。現時点においては、昨今の事業環境であっても採算性を確保できているため計画とおりに行けるのではないかと考えていますが予断を許さない状況です。今後も将来の事業環境を注視しながら慎重に事業開発を継続していく所存です。
75	上野	事業完成後の施設メンテナンスについてそれに携わる従業員の皆様は県内の人なのか。どのような体制を取るのか。	事業完成後の施設メンテナンスにつきましては、2025年7月3日に実施した3町長向け説明会P13でお示しましたとおり、弊社の関連会社であるNREオペレーションという会社（及び社員）が（鳥取西部風力発電合同会社から業務委託をさせる形で）責任をもって行います。既に発電開始済みのプロジェクトにおきましては、地元企業様へ実際に業務委託を実施しています。鳥取西部風力発電事業においても、メンテナンス作業の一部を地元の会社様へ委託することを想定しています。
76	三部	風力発電反対です。 色々な調査をされていますが、地球環境の中で1番大切な蝶の調査がされていません。 周波数について人間よりも動物よりも何よりも影響を受け自然破壊につながると思います。 蝶の調査をしてください。	蝶類につきましては過去生態系調査において事業実施区域で一般採集やライトトラップ等で調査を実施し、重要な種については個体数、確認位置、生息環境等を記録しています。今後生態系への予測評価を行う中で風力発電所が蝶を含めた昆虫などに影響がどの程度生じるのか予測評価を行っており、準備書で正式にお示ししますが、低周波音が滝などの自然環境からも発生していることから、蝶を含む昆虫類はすでに低周波音の存在する環境下で生息していると言えます。このため、影響は軽微と考えます。
77	三部	地元に風力発電が建てばもう住めません。 地元貢献とありますが、人が住んでいなくては、暮らしていなくては、お金を支払って頂こうが何もなりません。地域に人が住まないという事への代償は、どうされるつもりですか？ 安全と言われても不安で住む事ができません。 私たちの自然、祖先から頂いている土地、時間、幸せ… 人の生き方を変えてしまうので、そこをどう保証して下さいますか？償って下さいますか？答えて下さい。	風力発電所の建設と、皆様の生活環境や周辺の自然環境が共存できるか否かを国が審査する仕組が環境影響評価手続きであり、人が住めない、或いは、自然環境が著しく悪化することが環境影響評価手続きにおいて認められた場合は、風力発電所は建設されません。2025年の年末より、環境影響評価準備書の内容、すなわち、調査結果にもとづき皆様の生活環境や自然環境への影響の程度を予測評価した結果をお示しますので、まずはその結果をご覧くださいことで、現在お持ちのご不安やご懸念を払拭頂けるのではないかと考えています。併せて、現在関連自治会様と締結を順次進めています「（仮称）鳥取西部風力発電事業に係る協定書」において、風力発電所稼働後の健康被害や土砂災害に係る保証（補償）についてもお約束していますのでどうかご安心を頂きたく存じます。
78	福岡	すべての物がどんどんなくなっていくなかにふってわいたような話してたいへん よろこんでいます	ご賛同の声を頂き大変ありがとうございます。地元住民の方々が今後20年、30年と今住まわれている場所で生活できるよう、地域への貢献についてご提案していきます。本事業におきましては、準備書の提出を終え、県知事様からのご意見を頂戴し、計画の蓋然性が高まった段階で事業実施区域およびその周辺区域にお住まいの地区の方、行政、地元有識者、事業者等で構成される協議会を立ち上げたいと考えています。事業に関する情報発信を行うと共に基金の積立や活用方法に関するルール作りなども当該協議会の皆様と共に検討したいと考えていますので、引き続きご協力賜りたく宜しくお願いします。

79	大殿	今回の説明会の運営について区長のみの発言としたことは民主的な運営とは言えない。区長が自治会の会員の意見集約をしていない。またそもそも、自治会を組織していない住民は全く意見を会場で表明する機会がないこととなる。区長が風力発電に詳しいとはいえない。すべての参加者に発言の機会を与えるべき。	この度の説明会の体制についてのご意見ありがとうございます。今回の説明会の体制につきましては、多くの来場者が事前に見込まれており、時間的制約もあることから伯耆町役場及び小澤町長と相談の上、運営方法を決定しました。限りある時間の中ですべての方のご質問やご意見を広くお聞きする為にこのような形式にしたことご理解いただけますと幸いです。今後も継続して実施させて頂く集落や地区単位の説明会においてはすべての参加者にご発言頂けるようにしたいと考えています。
----	----	--	--

80	大殿	町民全体に対する説明会は今回がはじめてか？江府町では2023年8月に持たれているがなぜ遅くなったのか？	事業の説明に関してはまずは事業実施区域の自治会様への説明を優先して進めてきました。2023年には江府町、2023年、2024年に日野町においても全町民向けの説明会を実施していますが、いずれの会も各町からの要請に基づき実施しています。この度の説明会も反対陳情が伯耆町議会に出ており審議中であることから、議会中に説明会を実施するようにとの小澤町長からの要請を頂き実施致しました。
----	----	---	---

81	大殿	伯耆町でこれまで51回の説明会となっているが、設置予定の地区住民対象だと思われませんが、この51回の内訳を示していただきたい。	伯耆町内で開催しました地区説明会及び役員説明会前51回の内訳は以下のとおりです。 中祖：1回、古市：2回、荘：1回、父原3回、三部一区：2回、三部二区：2回、三部佳住：1回、二部：1回、間地4回、船越：1回、福島6回、福吉1回、西畑池：1回、畑池（東・西合同）：1回、藤屋：1回、須鎌1回、福岡総区：1回、郷原:3回、上谷：5回、福岡中央：3回、下代：5回、福岡三区：2回、上の名：2回
----	----	---	--

82	大殿	PP30ページに住民の懸念の2位は「地域住民への情報発信」これまで町全体への説明は今回はじめて、この状況で対しよできていると思われるか？	地域住民の皆様への情報発信につきまして、伯耆町全体への説明会は今回初となりました。これまでは、過去の計画について計51回の説明会を開催しており十分な説明ができていたと思います。新しい事業計画につきましては、2025年9月9日の説明会でご説明ができたと認識しています。一方で、当該計画に基づく環境影響評価については十分な調査・予測・評価ができておりませんので、2025年12月を目途に実施する予定です。
----	----	--	--

83	大殿	区長からの質問でも時間がない。再度全町民対象の説明会が必要。対象地区の説明会だけではいけない。町全体にかかわることです。	2025年9月9日の説明会では区長様から全てのご質問にお受けする時間を十分に確保できず申し訳ございませんでした。町全体にかかわることなので、対象地区の説明会のみではご説明の対象として不足があると認識しており、今後も町全体への説明会を開催してまいります。直近では2025年12月に環境評価準備書提出前の伯耆町全町民の皆様も対象となる説明会を予定していますので、ご参加を頂けますと幸いです。
----	----	--	---

84	大殿	南部町をやめられた理由は？町が反対の方針を早い時期に出していたためなのか。合わせて伯耆町が19/22基となっているのはなぜか？会場でも説明されたが町の反对方針が影響しているのではないか。	弊社が南部町様を事業計画地外とした理由は以下のとおりです。 ①環境影響評価方法書で提出した事業計画について、生態系への影響を懸念される住民の皆様の声があったこと ②事業計画面積を縮小するために伯耆町・江府町・日野町のエリア（東側と呼びます）と伯耆町・南部町のエリア（西側と呼びます）のいずれかに計画地を纏めることを検討したこと ②伯耆町と南部町が掛かる尾根筋の風速と比較して、伯耆町と江府町が掛かる尾根筋の風速が強かったこと 伯耆町様に風車を19機設置する予定となっている理由は、風車設置が規制される全ての区域を除外し、除外した区域から一定の風速を得られる場所を選定した結果伯耆町様に19箇所の適地があると判断したためです。 町の反対の方針が早い時期に出されていたことは、南部町様を事業計画地外とした判断に影響しておりません。
----	----	---	--

85	大殿	建設後、倒産した場合の撤去等できないのではないか	質問回答No.14で言及しましたように、本事業は、プロジェクトファイナンスという資金調達方法を利用し、事業者が倒産する可能性をできる限り排除し、事業継続を最優先とする制度設計がなされていますので、事業者が倒産する可能性は極めて低いものと考えています。万が一、事業者による運営が困難になった場合には、金融機関又は金融機関の指定する第三者が事業を承継し、運営を継続していきますので、風力発電設備や管理用道路がメンテナンスされずに放置されることはないものと考えています。 設備の撤去を担保する廃棄費用の積立制度の遵守により、倒産した場合の撤去費用等を確保してまいります。（質問回答No17,35をご参照下さい。）
86	大殿	地震は何galまで対応となっているか。（耐震基準は）	設置する各風車は設置する立地環境が異なるため、最大震度やマグニチュードで換算した場合にどこまで耐えられるのかを一律的に申し上げることはできません。 なお、ウィンドファーム認証を行うClassNKのガイドライン陸上風力発電所編には、「以下に示す省令及び指針の要求事項に対応した地盤及び地震条件を設定しなければならない。(1)発電風力設備に関する技術基準を定める省令(2)発電用風力設備の技術基準の解釈(3)風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」とあります。風力発電設備の耐久性を評価する際に想定する地震の条件は、上記3つの法律、指針に拠って判断することとなります。
87	大殿	利益配分の全体像を示してもらいたい	個別事業の利益配分の全体増（事業モデルと解釈させて頂きました）につきましては社外秘の為提示できませんが、国が考えているFIT（FIP）事業における最新の事業モデルをご紹介します。国が毎年開催している「調達価格算定委員会」における事業モデルとしては、資本費（建設コストとお考え下さい）が27万円/ kW、運転維持費が0.85万円/ kW、設備利用率（一年間にどの程度風が吹き風車が回るのか）29.1%、売電価格を13円/kWhで20年間売電した場合、想定される税引前P-IRR（内部収益率、平たく言うと 利回りのこと）が6%程度になると試算しています。本事業もFIT事業ですのでおおよその事業モデルとしては参考になるかと存じます。
88	大殿	大規模発電なので大消費地広島岡山に送られると思うが距離が長くなると送電ロスが起きるが何%のロスか。いいものであれば大消費地に作るべき	弊社の風力発電所で作られた電気は弊社が敷設する自営送電線を経由して二部交差点付近にある日野変電所に接続されるため、日野変電所を経由して地元の皆様にも送配電されます。自営送電線の延長は約20km程度であるため一般的に送電ロスは1～3%程度と見込まれています。
89	畑池	地上権設定契約の現時点における解約は可能か？	地上権設定契約書には、地上権者による地代の支払遅滞した場合や契約の重大な違反が認められた場合には、地権者様は解除できる旨が規定されています（質問回答No12ご参照）。現時点においては、これらの事由は発生してしないと思いますので、ご解約をいただくことはできません。
90	畑池	契約書の開示は可能か？	地上権設定契約書等の契約書には、地権者様名や地代等の個人情報等が含まれているため、契約当事者以外の方に開示はできません。

91	畑池	本風力発電事業における責任財産の範囲、金額は？	責任財産は、鳥取西部風力合同会社が有する全ての資産であり、発電設備、権利（土地所有権、地上権等）、契約上の地位（電力会社との電力供給契約上の地位等）を指します。資産算定時の評価額により、金額が算出されるため、現時点では、金額をご提示することはできません。
----	----	-------------------------	---

92	畑池	契約書（地権者との）は「倒産隔離」条項は含まれるか	地上権設定契約におきまして、ご記載の“倒産隔離”に相応する、倒産申立権の放棄に係る条項は設けないこととしましたので、含まれません。締結済みの地上権設定契約書につきましては、順次、倒産申立権の放棄に係る条項を削除した内容に、変更してまいります。但し、将来、鳥取西部風力合同会社がプロジェクトファイナンス（質問回答No14をご参照下さい。）による資金調達を実行するためには、金融機関のために、事業の安定的な継続の確保が必要であり、同社の倒産手続きの開始を手続き面から防止するために、各債権者様に倒産申立権の放棄に係る手続きをご依頼させていただきたく存じます。
----	----	---------------------------	---

93	畑池	風力発電事業は30～50年の長期となる為、地上権設定の倒産隔離の条項が含まれると地権者及び地元自治体に変不利にな契約となると思っています。	上記のとおり、プロジェクトファイナンスによる資金調達を実行するためには、金融機関のために、事業の安定的な継続を確保するため、各債権者から倒産申立権を放棄していただく必要がございます。例えば、風力発電所の造成工事請負契約といった契約金額が数十億円に及ぶ場合であっても、倒産申立権の放棄に関する条項を盛り込んでおり、地権者様にのみ、倒産申立権の放棄をお願いしているということではございません。
----	----	---	--

94	畑池	伯耆町長様へ、伯耆町含め、条項を精査し対応が必要と考えます。	ご意見を賜りありがとうございます。こちらは伯耆町長様への伝言かと思しますので、弊社から伯耆町長様へお伝えします。
----	----	--------------------------------	--

95	福岡	本日の説明会でよりよく理解を深めた。当該事業は大賛成である。是非推進して頂きたい。期待している。	ご賛同のお声を頂き誠にありがとうございます。現時点で弊社事業にご賛同頂けていない地区、或いは賛否のご意向を確認できていない地区もございますため、順次ご説明を継続して参ります。引き続きのご愛顧を賜りたく、何卒宜しくお願い致します。
----	----	--	--

96	真野	今日の計画に当たっての具体的な収支計画ならびに資金計画を提示願いたい あわせて既に実施稼働しているところの収支実績・資金計画実績を提示ねがいたい。	個別事業（稼働済、稼働予定の事業を問わず）の収支計画ならびに資金計画（事業モデルと解釈させて頂きました）につきましては社外秘の為提示できませんが、国が考えているFIT（FIP）事業における最新の事業モデルをご紹介します。国が毎年開催している「調達価格算定委員会」における事業モデルとしては、資本費（建設コストとお考え下さい）が27万円/ kW、運転維持費が0.85万円/ kW、設備利用率（一年間にどの程度風が吹き風車が回るのか）29.1%、売電価格を13円/kWhで20年間売電した場合、想定される税引前P-IRR（内部収益率、平たく言うと 利回りのこと）が6%程度になると試算しています。本事業もFIT事業ですのでおおよその事業モデルとしては参考になろうかと存じます。
----	----	--	--

97	真野	既に稼働しているところの住民の方々へのご意見を伺うことは可能か？	弊社の稼働済み発電所であれば直接住民の方へご意見を伺って頂くことは可能です。稼働済み設備の見学を弊社にてご案内させていただくことができれば、その際に聞いて頂くことも可能です。
98	吉長	先行ボーリング調査を2か所実施しているが伯耆町内で実施しなかった理由を教えて欲しい。 区長からのシツギとなりました。	先行して実施するにあたり、尾根筋までボーリング資材を運ぶための道がある場所であること、地権者様の同意が得られる場所であること、花崗岩の確認と風化層の分布、片岩の確認と風化層の分布の異種の層を確認できる場所であること、上記の条件が当てはまる場所が今回の先行で実施した任意ボーリング調査を伯耆町内ではなく日野町のポイントで実施した理由です。なお、今回のボーリング地点の選定にあたっては、事業実施区域全体の地盤強度を推測する場所として妥当であるという見解を鳥取大学の地盤工学及び土木工学のスペシャリストより現地調査をして確認頂いています。
99	吉長	生態系への影響も大変懸念する。本事業施行にどうしても賛成できない。影響はないのでしょうか。	工事を行う以上、生態系への影響をゼロにすることは出来ませんが工事を行う前の環境の調査を2年以上にわたり実施を行うことで、工事中および風力発電所運転開始後に生態系にどのような影響を及ぼすか予測、評価を進めています。その結果は当然住民の皆様にご説明しますが、鳥取県や国の審査会において有識者の先生方からもどの程度生態系に影響を及ぼすかの予測、評価結果について審査を受けることになります。必要に応じてさらなる環境への負荷低減を事業者で検討しますので、生態系への影響として具体的に何についてご懸念をお持ちかお伺いする機会をいただければ幸いです。
100	吉長	工事施工後の下流域への流水溪流に変化はないでしょうか。	濁水の到達距離を予測した結果、濁水は河川までは到達しない予測となっており、下流域には現状から大きな変化はないと考えています。
101	岩屋谷	「環境省が2020年8月より（超低周波音について）環境影響評価の項目から除外されています。」とあるので、何を言っても無駄な気がするが、低周波音が原因と思われる事例はある。健康被害を訴えても、苦情で処理されてしまうことに不安を覚える。	平成28年11月の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が示されています。 また、低周波音が環境影響評価制度において正式に除外され3年間の観察期間を経ています。なお本事業におきましては超低周波音も調査項目に含まれており、現時点では9月9日にお示ししたすべての予測評価地点において70dB以下と一般住宅内で通常計測される超低周波音の音圧レベル（65～90dB）と大きく差はないため、人体への健康被害の可能性は極めて低いと考えています。 健康被害の疑いがあった場合、ご容体を弊社へ申し出て頂ければ、健康の悪化が本事業に起因するか否かの初期判断作業に弊社が協力するとともに、かかる災害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。

102		地上権設定契約の内容を町民がえつらんすることはできますか？	締結済みの地上権設定契約書には、地権者名や地代等の個人情報等を保護するため、守秘義務が含まれており、地権者様の書面による承諾なく、契約の内容や秘密情報を開示することが禁じられています。そのため、町民の皆様から閲覧のご要望をいただいた場合においても、対応致しかねます。ご理解賜れますと幸いです。
103	畑池	ボーリング調査は山の上から出ないと正確でないのでその結果を知らせてほしい	任意で行ったボーリング調査は山の尾根で実施しており、既出のボーリング調査結果に関しては個人情報を除き開示は可能です。
104	畑池	低周波の調査は高さ110mから発した測定値を示してもらいたい。	風力発電機から発生する低周波音のG特性音圧レベルは、9月9日の説明会資料P39の図に示すとおり、風力発電機直近（赤丸のすぐ脇）での値はオレンジ着色が示すとおり80dB程度、皆様の住居等では64～71db（水色～薄緑色）と予測しており、健康被害の可能性があるとされる100dBを大きく下回っています。 なお、風力発電施設が建設される前の低周波音の調査は「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」および「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に従っています。予測に当たっては、風力発電機が最も発電する風速と出現する風の向きなど風況データを用いて予測地点である住宅が風力発電機の風下に当たると（風車から住宅の方向に向けて風が吹いていると）仮定して住宅への影響が最大となる条件のもと行っています。 発電所の運転開始後も騒音・低周波音については事後調査を行い、準備書でお示した予測評価の値より悪化する場合は住宅への防音工事の実施など影響の低減措置を講じます。
105	畑池	作業道の道幅と実さいの経路を示し、何トンくらいのトラックで運搬するのか教えてほしい。	風車間をつなぐ作業道は現在路肩を含めて道幅6mで検討しています。作業道の図面については準備書の公告縦覧前の説明会でお示しします。 建設工事で使用する工事車両は工事種別に応じて様々なものがございますが、風車ヤードや作業道の造成の際に土運搬で使用するトラックとしては4 t ～10 t ダンプ（トラック）を使用する予定です。
106	畑池	実際に風車を立てた、立体の模型を示してほしい	展示会などでの使用を目的とした、風力発電機の模型（実物大ではない、1/●といったスケールモデル）でよろしければ、現在想定している風車機種と異なりますが、次回の住民説明会等で持参しお示しすることを検討します。
107	上細見	何故伯耆町に建設することになったのか	弊社が伯耆町様を事業地として選定した理由は以下のとおりです。 ①発電した電気を接続する送電線に十分な空き容量があったこと ②比較的強い風が安定的に吹くこと ③境港からの道路距離が比較的短いこと
108	上細見	隣接して建設されるみたいだがその事でへい害はないのか	22基の風車が隣接して建設されることへの弊害に係るご質問と解釈させていただきました。風車間の離隔距離については、風車後方に発生する乱流が隣の風車に作用し、疲労強度を低下させることの無いよう、十分な離隔を確保できるよう配置しています。

109	上細見	風力発電の風車も何年もたっているわけだが、古い形のものとのものとはどこがどうちがうのか（改良点）	多岐にわたる点において改良されていますが、皆様の生活環境への影響という点におきまして、「騒音値」と「耐雷性能」における古い風車と今の風車の差異についてご説明します。 1)騒音値 古い風車は小さいが今の風車は大きいため騒音値も風車の大きさに比例して大きくなるのではないかと、というご懸念を頂く場合がありますがそうではございません。新しい車が静かなように、新しい風車も静かです。 ・18年前 750 k W ：101dB ・15年前 2000kW ：105.1dB ・現在 鳥取西部風力発電 6500kW ：110.6dB 2)耐雷性能（耐えることの出来る電荷値 C、平たく言うと1 Aの電流が1秒間に流す電荷（電気の量）） ・2015年の法改訂以前の風車：300C（クーロン） ・現在の風車 600 C（クーロン） 耐雷性能が2倍となっているため、北陸山陰地方の冬季雷（最大で400～500C）にも十分に耐えることができます。
-----	-----	---	--

110	上細見	工事をするのに、山の動物が移動して下の地区に弊害を与えた場合その保障はどうするのか	当該事業の工事によって山からの動物が集落内に降りてきて住民の皆様へ弊害を与えていると疑われる場合は、かかる弊害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。
-----	-----	--	---

111	上細見	今まで日本全国に建設されているがその中で建設後の苦情等はどんなものがあるのか	現在、弊社は国内に運転中の発電所3カ所、建設中の発電所が1カ所ございます。運転中の発電所に関しては、近隣自治会（集落）や住民の皆様、また行政と継続的に連携を取っています。建設中および運転中におきましても苦情等は弊社には寄せられておりません。また、建設中の発電所に関しても安全を第一に、行政および近隣住民の皆様へ工事工程などの共有、また、作業状況をご理解頂くための見学会を開催するなど、可能な限りご安心をいただけるような情報公開や環境づくりに努めています。お蔭様でご理解を賜りながら工事を進めています。苦情等は弊社に寄せられておりません。なお、弊社以外の企業様が建設した風力発電所に関しては、状況の把握は難しく、ご回答は出来かねますことご理解頂けますと幸甚です。
-----	-----	---	---

112	溝口	なぜ今、風力発電を始めるのか？なぜ伯耆町で計画されたのか？	鳥取西部風力発電事業は2017年から計画を進めてきた事業です。再生可能エネルギー特別措置法に基づき経済産業省の事業認定を得られたため、事業認定の有効期間内に風力発電所の発電を開始したいと考えています。 なお弊社が伯耆町様を事業地として選定した理由は以下のとおりです。 ①発電した電気を接続する送電線に十分な空き容量があったこと ②比較的強い風が安定的に吹くこと ③境港からの道路距離が比較的短いこと
-----	----	--------------------------------------	--

113	溝口	環境が悪化したら、改善して行かれるのか？	提出を控えています環境影響評価準備書におきまして、主要な調査項目（騒音、バードストライク、猛禽類（重要種）の生息調査）については「風力発電所建設中及び稼働開始後に“事後調査”を実施する」事をお約束します。この事後調査の結果が、準備書で示した現時点における環境影響の予測評価結果と異なり悪化傾向であることが判明した場合、原因究明を行い、その結果に基づいた環境負荷の改善を実施します。また、ここに記載した内容を、今後自治会と締結予定である”（仮称）鳥取西部風力発電事業に係る協定書”に明文化することにより、正式な書面としてもお約束させていただきます。
-----	----	-----------------------------	--

114	溝口	災害が起こらない為に、事業者で実施した土木設計・防災設計の内容を、国および県に厳重に審査を頂くプロセス（林地開発許可、保安林解除、および、ウインドファーム認証と呼ばれる許認可プロセス）を実施することにより、二重三重のチェックを実施します。
-----	----	---

115	久古福原サン団地	騒音超低周波音による予定地の周辺の土壌中の微生物への影響を考慮されているのかが知りたい。微生物叢が変化して木が枯れたりしないか心配。 音で土壌の微生物叢が変化するという事を聞いた事がある。 また、低周波は人間に感知できないとしても必ず影響は出ると思います。	騒音による土壌中の微生物への影響については、明確な知見がなく予測、評価は困難です。音が土壌中の微生物にどのような影響を及ぼすかは不明で、音以外にも、温度、水分、栄養素、他の生物の存在など様々な要因が関係するため、音による影響かどうかを判断するのは現段階では困難です。 また、低周波音につきましては、生活で使用する電気機器や自然環境からも発生していますので、既に普段から低周波音に触れながら生活していると言えます。風力発電機からの低周波音は身の回りに存在している低周波音のレベルを大きく超えるものではないため、予定地の周辺の土壌中の微生物への影響が出るとは考えにくいです。 また一般的に湿った土や密度の高い土壌は音を吸収・減衰する性質があることから、特に深部に存在する微生物叢への影響は限定的と考えています。
-----	----------	--	---

116	久古福原サン団地	杭基礎を岩盤に根入れするという事ですが、風車の長年の振動により周囲が振動し続ける事になると思います。その振動により周辺生物など生態系への影響が心配です。	陸上の風力発電機の稼働に伴う振動が生態系に影響するという明確な事例は確認できませんでした。 一般的には、風力発電機の稼働に伴う振動は、道路橋梁の振動などと比較して小さいものと考えられています。 また、本事業計画において予測評価の対象を選定する配慮書および方法書で風力発電所施設設稼働後の振動は予測評価の対象から外されており、その妥当性は国や県の審査において確認されています。
-----	----------	--	---

117	三部（二区）	地質調査でアンカー（くい）を12m以深に打てば大丈夫であるとしているが、風車は約200mもの高さがあるのに、一体何メートルのくいを打てば安全となるのか？ 平地では大丈夫であっても山の尾根に長いアンカーを打てば、山がゆずられ（振られ）て山くずれを起こす可能性があり、安全を保障する根拠はあるのか？（実際に196mもの高さの風車を山の尾根に設置した先行事例はあるのか？）	2025年9月9日の住民説明会でお示した地盤調査結果および杭長の数値例（12m)は、「鳥取西部風力発電事業について学会第２段」で『風車基礎に適していない地盤である』、と主張されていることは誤解であり、風車基礎に適した支持地盤が地表下12mに存在し、その場合は深さ12m+a（aは支持地盤への根入れ長を示し、数m程度が一般的）の杭基礎形式が選定される」という意味です。今後、風車設置位置の風況ならびに地震力を精査の上、適切な荷重を風車に作用させた精緻な反復計算を実施することにより、風車基礎の型式ならびに基礎外縁の直径が決定されます。 今後実施される”ウインドファーム認証”と呼ばれる許認可手続きにおいて、国が認めた第三者機関がその設計を審査します。問題がなければ許可が出ますが、問題があれば許可は下りず、風力発電所の建設はできません。なお、196mもの高さの風車を山の尾根に設置した先行事例はございませんが、ウインドファーム認証手続きを受けることにより、先行事例の無いことは問題にはならないと考えています。
-----	--------	--	--

118	三部（二区）	騒音・低周波音の影響調査の報告についてモデルとなる風車の大きさが示されていないが、高さ196mもの大風車をモデルにしているのだろうか？（もし196mもの大風車での実測事例がないのであれば、どのようにして影響調査（予測）をすることが出来るのでしょうか？）	騒音・低周波音の影響調査の報告についてモデルとなる風車の大きさが示されていないというご質問についてですが、お配りした資料には確かに予測するに当たり使用した風車のサイズの記載がございました。大変申し訳ございません。資料中への記載はございませんが、予測評価の際には設置を検討している風力発電機の仕様（高さ、羽根の長さ、音）を用いて計算しています。音のデータは風力発電機のメーカーが実測したものです。メーカーから提供された発生源の音のレベルをもとに距離、地形、気象条件等を考慮して予測しています。風車の大きさは 添付資料として配布した、7月3日の3町長向け資料P20に記載がございました。
-----	--------	--	---

119	三部（二区）	景観予測の途中経過の画像が示されているが、電線の鉄塔との対比から見てあまりにも風車が小さく見えるのは都合よく作成したものと思えない。もっと実際的なモニタージュを見せて欲しい！	環境アセスを手掛ける専門調査会社の日本気象協会様に委託してフォトモンタージュを作成していますので、弊社の都合で作成したものではない、正しいモニタージュです。また例として庄神社付近から確認できる鉄塔の高さを60m、撮影場所からの距離を約200mと仮定すると視野角が15度程度で、見る人に圧迫感を与えます。それに対して同じ場所から見える一番近い距離の風車はおよそ2km先にあり、かつ植生によって見えている風車は3分の1程度となるため、相対的に風車は鉄塔より小さく見えることとなります。
120	吉長	鳥大ヘリの運航に障害があると聞きましたがヘリの運航に障害はないでしょうか？	鳥取大学様に限らずヘリコプターの物理的障害になるかどうかの有無で言うと言と障害にはなりえるかと考えますが、航空法に準じて風力発電機が建設されると航空路マップに登録されます。またヘリコプター自体は有視界飛行を行う為、事故や障害になることは極めて少ないと考えます。
121	吉長	近年の気候変動による豪雨災害に対する対策は？	鳥取県の定める、林地開発許可制度における指針では降雨強度（設計雨量強度）は、30年確率60.7mm/h（時間当たり60.7mm）であり、鳥取県において林地開発許可を受領することが近年の気候変動による豪雨災害の対策の一つになると考えています。
122	吉長	樹木・草木を伐採されるとクマ・イノシシなどが生きる生活圏をうばうことになるのではないか？	ご質問の趣旨は、樹木・草木を伐採されるとクマ・イノシシなどが生きる生活圏をうばい、従前以上に民家へ出没するのではないかと、というご懸念を持たれているものと推察しました。その上で以下のとおりご回答致します。 獣害の増加につきましては、現時点において風力発電施設の稼働と獣害の増加について関連性を示す知見は確認できておりませんので引き続き最新の知見の収集に努めます。しかしながら、過去3年に渡って実施してきた環境影響調査において、事業実施区域内で観察されたシカにつきましては記録していますので、運転開始後に顕著にシカの頭数が増加した場合は原因究明の一助になると考えています。当該事業の工事によって山からの動物が集落内に降りてきて住民の皆様へ弊害を与えていると疑われる場合は、かかる弊害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。
123	福吉	鳥取西部風力合同会社の本店はどこ？納税はどの自治体なのか？	法人税等（法人税、法人住民税、法人事業税）の納税先は本店が所在する県又は市町村、固定資産税の納税先は固定資産税のある市町村です。現在の本店住所地は東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラプレステージタワーですが、運転開始時期を目途に鳥取市に本店を移転する予定であり（弊社の他のプロジェクトにおいても、本店を東京都から発電所の所在場所に移しているケースが比較的多くございます。）、本店移転後は、法人税等・固定資産税の納税先は鳥取県又は本店が所在する市町村となります。

		■直接的なメリット 弊社は、固定資産税の納税の他、農山漁村再エネ法を活用した協議会を立ち上げたいと考えています。当該協議会に参加頂く集落の方々は、事業実施区域及びその周辺地域を想定しています。協議会に対して、弊社は売電収入の一部を基金として毎年お納めしますが、この基金の活用方法は協議会メンバーの皆様で決めることができます。基金は農山漁村の発展を目的とした原資となりますので、地域に一定の経済効果をもたらすものと考えます。 ■他事業の事例 弊社では、風力発電事業は、地域の大切な自然資源である「風」を活用させて頂きますので、地域貢献を事業における「一丁目一番地」と位置づけ、地域の皆様との相談を重ねながら貢献活動を進めています。他事業で実施しています貢献活動の一例といたしましては、地元における温泉施設の建設・運営費の一部を支援しています。今までは隣町まで行かないと温泉施設がなかったため、住民の皆様にはご好評頂いているようです。また、行政により推進されている公共施設や住宅への太陽光パネルの設置事業の支援など、地域の脱炭素化も支援しています。地域における賑わいづくりのご支援として、夏祭りなどの祭事の協賛や弊社社員によるイベント運営のお手伝い、さらには、神社などの修復などもご支援させていただいています。また、弊社では「安心して暮らせるまちづくり」プログラムとして、太陽光パネルと蓄電池セット、エアコン、AED、LED街灯などを行政や自治会へ寄附しており、現在まで弊社の事業地域において、災害時に避難場所として活用される自治会の集会所や体育館など約50カ所に設置されています。その他、弊社で実施しています地域貢献活動に関しましては弊社ホームページにおいてもお知らせしていますので、是非ともご確認いただけますと幸甚です。 https://venaenergy.co.jp/csr
124 福吉	地元、本当に建設地にすんでいる住民に直接的にメリットはあるのか？他事業ではどうなっているのか教えて欲しい。 電気代免除、各戸に助成金など	
125 福吉	収入収支事業予算書を示して欲しい（地代、維持費、修理費、撤去費）	個別事業（稼働済、稼働予定の事業を問わず）の収入収支事業予算書（事業モデルと解釈させて頂きました）につきましては社外秘の為提示できませんが、国が考えているFIT（FIP）事業における最新の事業モデルをご紹介します。国が毎年開催している「調達価格算定委員会」における事業モデルとしては、資本費（建設コストとお考え下さい、地代を含みます）が27万円/kW、運転維持費が0.85万円/kW、設備利用率（一年間にどの程度風が吹き風車が回るのか）29.1%、売電価格を13円/kWhで20年間売電した場合、想定される税引前P-IRR（内部収益率、、平たく言うと 利回りのこと）が6%程度になると試算しています。本事業もFIT事業ですのでおおよその事業モデルとしては参考になるかと存じます。また撤去については、質問回答No.25をご参照ください。
126 福吉	風力発電の良し悪しは別として、風車を設置した地域の人口の増減を教えてください。集落単位。（市町村単位でなし）風車があるから人が流出する、人が入ってこないなどの実例があるのか？（相関関係はあるかわからないが）	風力発電設備の設置と人口増減の因果関係を明らかにする研究や学術的論文は、弊社では持ち合わせておらず、また検索した限り見つけることはできませんでした。しかし、弊社が再生可能エネルギー発電所を設置しています地域において、人口減少・少子高齢化対策、更には、人口減少が進む中での災害レジリエンス（対応力・回復力の向上）は喫緊の課題であると理解しています。弊社では行政と相談をしながら、行政事業への支援を行っていますので、いくつかご紹介させていただきます。 「若い世代の結婚をかなえ、出産・子育てしやすい環境を整える事業」－住民の皆様はもちろんのこと、移住・定住を後押しする事業の支援を行っています。 「災害時における協力協定」－緊急物資（保存水、簡易トイレ等）の供給等や避難訓練などへの参加を通じ、地元との連携の強化など、災害に関する協力協定を締結させていただきました。また、経済的貢献としては、ふるさと納税を活用し、農業のIT化（スマート農業）、ブランド魚の養殖支援を継続しています。さらに、地域にある文化財（大正～明治時代に建設された離れ／庭園）の改修や文化的価値の学術的研究の支援を通じ、観光資源の魅力向上を支援しています。昨年は同施設の見学者数が大きく伸び、同地域を訪れる観光客による飲食、お土産購入も増加したと聞いています。 その他、弊社で実施しています地域貢献活動に関して、弊社ホームページにおいてもお知らせしています。 https://venaenergy.co.jp/csr

127	-	・作業残さについて 残さをどのように処理するのか。 ・建設道路の一般人の使用どこまで可能か ・風車を目立たない様ペイント出来るのか	・残渣について 陸上風力発電における残渣とは具体的に以下のものを指していると認識しています。 1. 建設段階の残渣 掘削土・建設発生土：基礎工事や道路整備で発生。 コンクリートくず：基礎や仮設構造物の施工時。 木くず・金属くず・廃プラスチック：資材の梱包材や仮設資材など。 油や潤滑剤の容器：建設機械の整備に伴う廃棄物。 2. 運用・保守段階の残渣 潤滑油・冷却液の廃液：定期メンテナンス時に交換されるもの。 摩耗部品・フィルター類：風車内部の消耗品。 3. 解体・撤去段階の残渣 風車部材 基礎コンクリート 電気ケーブル・変電設備 これらの処理の基本方針として一般的なものは以下のとおりであり、弊社も下記方針で残渣を処理します。 分別解体：種類ごとに分けて処理。 再資源化：可能な限りリサイクル。 適正処分：法令に基づき、許可業者が処理。 ・建設道路の一般人の使用はどこまで可能か 建設道路については、安全性の確保を最優先に風力発電の羽根が道路上空を旋回するような箇所には関係者以外の方が立ち入れないよう施錠管理することを想定しています。しかしながら、一般の方が弊社風力発電所を見学されたい場合、或いは地権者様がご自身の土地に立ち入る必要がある場合につきましては、事前に弊社にご連絡を頂いた上で通行できる環境を用意します。 ・風車を目立たない様ペイント出来るのか 可能です。一例として、日本国内では、国立・国定公園内に設置される風車について、スカイラインを分断しないように低明度・低彩度の色彩を使用することが推奨されています。
-----	---	---	---

128	古市	ボーリング調査の信ぴょう性について 1社の調査で本当に信頼できるのか（事故等起こってから改ざん等が発覚することが多々見られる） 2社以上の調査をお願いしたい	ボーリング調査の結果を用いて行われる「林地開発許可」等の許認可手続き上におきまして、2社以上の会社でボーリング調査を実施しなければいけないというルールがございませんので、弊社の過去の経験においても、2社以上で調査を実施したことはございません。しかしながらこの度このようなご提案を頂いた事から、先行してA社でボーリング調査を実施済の津地地区様と舟場地区様の2地点におきまして、今後実施する全風車位置でのボーリング調査の会社（例えばB社）に、再度津地地区様と舟場地区様の2地点のボーリング調査も実施していただき、B社の結果とA社の結果を比較することによって、B社の調査結果が信頼できることを検証します。全風車位置のボーリング調査もA社で行うことになった場合は、実施済みの津地地区様と舟場地区様の2地点の再ボーリング調査を別のC社を選定して実施し、A社の調査結果の信頼性を検証します。
-----	----	---	--

129	古市	事業終了（満了・途中でつたい）時には、建設物はどうなるのか。また、用地（道も含む）はどのような形になるのか。 そのままで撤退はないと思うが、次世代のためにも心配は残る。	弊社が想定する事業期間が満了し、土地の契約期間の延長もない場合、現在予定している22基の風車は撤去され、地権者様へ土地が明け渡されます。 設備の撤去に際しては、上物の建設物は撤去・収去される形となります。 また、風車の運営中に整備される道・アクセス道路につきましては、林業に従事される方々などが共有道路として活用できないか、検討を進めています。 一方で、林業以外の方による一般利用の可能性につきましては、「一般」とはどのような方々を指すのかを含め、利用範囲や条件の整理が必要と考えており、現在案を模索している段階です。 風車等の設備撤去後、数十年後にこれらの道路がどのように利用されるかは現時点では未定ですが、地元の団体や住民の方々にとって有効に活用いただけるものであれば、引き続き利用いただける可能性があると考えています。
-----	----	---	--

130	古市	日野川流域の断層調査についてされるのか	現時点において日野川流域の断層調査を実施する予定はございません。国立研究開発法人 産業技術総合研究所の活断層データベースには、日野川流域において「小町－大谷活動セグメント」が記録されています。2005年に実施したトレンチ調査に基づき推定された断層との記載がございます。しかしながら、推定される活動度は「C級以下」とされ、これは平均変位速度が1,000年あたり0.01-0.1mと推測されるものです。弊社は、C級以下の断層についてリスクは限定的と考えており、原子力発電所の設計時に実施されるトレンチ調査は実施しない方針ですが、応用地形判読士へ地形解析を委託する等の手法により、事業実施区域における地震リスクについても今後検証を行います。 風力発電設備支持構造物は、300～500年に一度発生する地震動レベル（「レベル2地震動」と定義され、マグニチュード7.0～7.5程度に相当します）に対して倒壊しないこととして設計しています（土木学会耐震ガイドラインを参照しています）。近隣の断層が破壊した場合にはこのレベルに相当する地震が発生しますが、そのような状態でも倒壊しないように設計をしています。但し、回答番号No.47でも記載のとおり、各風車は設置する立地環境が異なるため、最大深度やマグニチュードで換算した場合にどこまで耐えられるのかを一律的に申し上げることはできません。なお、ウィンドファーム認証を行うClassNKのガイドライン陸上風力発電所編には、「以下に示す省令及び指針の要求事項に対応した地盤及び地震条件を設定しなければならない。(1)発電風力設備に関する技術基準を定める省令(2)発電用風力設備の技術基準の解釈(3)風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」とあります。風力発電設備の耐久性を評価する際に想定する地震の条件は、上記 3 つの指針に照らして判断することとなります。
-----	----	---------------------	--

131	荘	工事用道路は集落道を利用する計画となるのか？そのルートは今後の計画となると公表すべき	工事に利用する道路につきましては、一部地元の皆様が利用される集落内の道路を利用する場合があります。準備書提出前の説明会で示します。
-----	---	--	---

132	荘	深礎杭施工に当たり水量の減少を危惧する。その対応はいかに？	基礎設置にあたり、深さ12m程度の杭を設置した場合、地下水脈が杭に当たることによって水の流れが変わり、生活用水が減少されることを危惧されているという仮定の元、ご回答します。 深礎杭施工にあたって水量が減少しないよう、事前に現地調査を行います。具体的には、風車基礎位置が確定した後に全箇所ボーリング調査を行います。当該ボーリング調査に先立ち、事業想定区域周辺の利水（生活用水、農業用水）について、ご懸念されている地域における水源地の確認および水質・水量について調査を行います。風車配置計画およびヤード設計が水源に影響をあたえない（表面水の流向を変えないことおよび水の濁りを発生さない）設計となっていることを確認します。また、開発段階のみならず、建設中、操業期間中におきましても水源に係る継続的な調査や、水量・水質の変化が観察された場合の原因の調査および報告を行います。水量又は水質の変化が工事に起因するする場合の対策も講じます。 上記の対策を講じることによって、危惧される水量の減少についてもご安心頂けると考えています。
-----	---	-------------------------------	---

133

添谷

電磁波の影響は？

風力発電設備では、発電機や変電設備から低周波の電磁波が発生しますが、これは家庭の電化製品や送電線と同じ種類のものです。電磁波は距離が離れると急激に弱くなり、住宅まで届くレベルは非常に微弱です。

そもそも電磁波は、私たちの生活のあらゆる場面に存在しており、携帯電話、送電線、変電所、電力設備、家電製品など、身の回りの多くの機器から発生しています。人々は日常的に電磁波とともに暮らしている状況にあり、これらの電磁波による健康影響については長年にわたり国内外で調査・研究が行われてきました。

これまでの国内外の研究では、風力発電設備からの電磁波が健康に悪影響を及ぼすという明確な科学的根拠は確認されていません。国際機関であるWHO（世界保健機関）も、一般的な環境レベルの電磁波については健康上の懸念はないとしています。環境影響評価における予測評価項目の対象としても電磁波は含まれておりません。

また、日本国内においても、環境省が発行する「身のまわりの電磁界について」などの資料において、生活環境中の電磁界レベルは国際的な指針値を大きく下回っており、健康への影響はないと評価されています。これらの科学的知見に基づき、風力発電設備からの電磁波について懸念する必要はないと考えられます。

134

添谷

雇用が生まれるので期待している。

ありがとうございます。

当社では、太陽光や陸上風力などの再生可能エネルギー発電設備の建設にあたり、事業実施区域の近隣に事業所を設けることが一般的です。2025年6月時点で、国内には太陽光発電所や陸上風力発電所を管理する事業所が9か所あり、発電設備の工事、運転、管理など安定運用を支えています。

これらの事業所では、通常の従業員に加え、第1種～第3種主任技術者などの専門資格を有するスタッフが、工事や運転に従事し、品質や安全の確保に努めています。また、勤務する社員には地元や県内出身の方々も多く、地域の雇用にも貢献しています。

さらに、発電所の建設に伴う土木工事や施工の段階では、大手元請企業のもとで地元企業の皆様が下請けとして活躍されるケースも多く、地域における雇用の創出にもつながっています。

このように、当社の事業は地域の皆様との連携を大切にしながら進めており、雇用や経済面でも貢献できるよう努めています。

135

丸山

持ち株会社のシンガポールの会社は信用、信頼できるのか不安がある。
（工事全般、何十年先までのアフターケア）

質問回答No.14で言及しましたように、本事業は、プロジェクトファイナンスという資金調達方法を利用し、事業者が倒産する可能性をできる限り排除し、事業継続を最優先とする制度設計がなされていますので、事業者が倒産する可能性は極めて低いものと考えています。万が一、事業者による運営が困難になった場合には、金融機関又は金融機関の指定する第三者が事業を承継し、運営を継続していきますので、風力発電設備や管理用道路がメンテナンスされずに放置されることはないものと考えています。

具体的には、弊社は風力発電事業専用の合同会社（特別目的会社）を設立しており、倒産リスクの低減を図っています。合同会社は、風力発電所に関するすべての許認可・権利・資産を所有し、発電事業のためだけに運営される法人です。弊社やグループ会社、親会社とは法的・資産的に分離されており、大規模な発電事業では一般的な形態となっています。これにより、倒産リスクを低減する体制を整えています。

136	丸山	風車配置場所、著名な場所が記載されていない為、分かりづらい
137	丸山	このたびは、分かりづらい図をお示ししてしまい、大変失礼しました。 今回の説明会資料は、限られた時間の中で主なポイントを的確にお伝えできるよう、題目や内容を整理し構成に工夫を凝らしましたが、風車配置や著名な場所などの記載について、図の分かりやすさに対する配慮が十分でなかった点につきましては、真摯に受け止めています。 今後は、説明会資料におきまして、地元の皆様にとってより親しみやすく、理解しやすい内容となるよう、事業者として一層の工夫と配慮を重ねてまいります。 また、環境影響評価の準備書に掲載する図書につきましては、地元の皆様がより具体的にイメージしやすいよう、著名な場所や地点名等を記載した図を用いて公告・縦覧を行う予定です。 貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。 説明会にて配布しました資料の中で、ご質問に該当する項目が記載されていなかった件につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。 まず、No.137の質問回答のとおり、今回の説明会資料は、限られた時間の中で主なポイントを的確にお伝えすることを目的に、題目や内容を整理しました。そのため、「ブレード等の運送方法」や「使用する道路の詳細」について十分な記載がなく、ご不便をおかけしましたことをお詫び申し上げます。 ■ 使用する道路について 環境影響評価では、工事関係車両（例：生コン車、重機運搬車など）による騒音・振動の予測が必要となるため、これらの車両が通行する主要な走行ルート（どの道路を使用するか）は、今後公告・縦覧予定の環境影響評価準備書に記載されます。 ■ ブレード等の運送方法について 一方、風車ブレードやナセルなどの大型部材の運搬は、一過性の輸送であり、騒音・振動の予測対象外とされるため、準備書では詳細な台数・時間帯・スケジュールなどは記載されません。 ただし、搬入ルートの図示や、積み替え場所・一時仮置場所の有無など、住民生活に影響を及ぼす可能性がある項目については、今後、その時点で確定している内容について可能な範囲で記載するよう配慮します。 ■ 今後の対応について 準備書では、未確定の事項については記載できない場合もございますが、今後は可能な限り住民の皆様の懸念に配慮した情報を提供できるよう努めます。 準備書作成後に予定されている広域説明会以降も、引き続き、例えば集落単位での説明会などを通じて、住民の皆様とのコミュニケーションを継続してまいります。 さらに、ご要望やご質問の内容に応じて、個別の説明会の開催や補足資料の作成・提供についても検討します。

138	丸山	自然を削ってまで風力発電が必要なのか、未来、地元へのメリットを感じない	自然環境への影響につきましては弊社も重要な課題と認識しています。環境影響評価を通じて調査・設計段階から可能な限り影響を最小限に抑えるよう努め、環境保全と調和した事業のあり方を追求しています。 また、風力発電は将来の脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みであり、持続可能なエネルギーの確保は次世代に安心して暮らせる環境を残すためにも不可欠なものと考えています。 日本はエネルギー資源の多くを海外から輸入しており、化石燃料への依存度が高い状況です。そのため、為替変動（円安）や国際価格の高騰が電気料金に直結するほか、ウクライナ情勢や中東の緊張など、地政学的リスクがエネルギー供給に影響を与える可能性もあります。こうしたリスクを回避し、国内で安定的に生産できる電力を確保することは、将来的な安心・安全のためにも重要です。 本事業では、地域の皆様へのメリットとして、地域経済の活性化、雇用機会の創出、自治体への税収増などが見込まれており、これらの具体的な内容についても現在検討を進めています。加えて、それらに限らず、弊社として地域の皆様にご提供できることがないか、引き続き模索してまいります。 地域貢献や経済的な還元策につきましては、地元の皆様のご意見を伺いながら、事業者として予算や制度の枠組みを踏まえつつ、実現可能で実効性のある形で進めていきたいと考えています。 今後も説明会等を通じて丁寧な情報提供と対話を重ねてまいりますので、率直なご意見をお寄せいただければ幸いです。
139	二部	なぜこの地を建設計画に入れたか／選んだのか？	本事業地は、2018年より固定価格買取制度（FIT）の認定を取得しており、制度的にも事業化の可能性のある場所として検討を進めてきました。 また、電力の系統連系枠（空き容量）が存在していたことも、選定理由の一つです。 加えて、当時から良好な風況が見込まれていたことから、弊社では約6年間にわたり、この地の3箇所に風況観測塔を設置し、継続的なデータ収集を行ってきました。 その結果、3基の平均風速は5.9m/sと安定した風況が確認され、風力発電に適した地域であると判断しています。 これらの制度的・技術的・系統的な条件を総合的に勘案し、本事業地を選定した次第です。
140	二部	10本／22本が同じようなかたまりで建てる計画だがなぜか？	現在の風車配置は、複数の制約条件を総合的に考慮したうえで検討を進めてきました。これらの制約には、開発が非常に困難または不可能と判断される要因が含まれています。 具体的には、1級保安林、傾斜角25度以上の土地、急傾斜地、希少動植物の分布箇所、猛禽類の営巣木が存在し衝突リスクが高いと予想される区域、そして重要な伝搬路が通っている箇所などを避ける必要がありました。 これらの条件を踏まえた結果として、現在のような風車配置案となっています。

141	二部	この風車の近くに住宅が2件あり大丈夫か？〔二部地区の山側に位置する2軒の住宅〕	今年の秋に追加の騒音調査を行い予測評価を行う予定です。そのうえで環境省が定める指針値を超える場合は、騒音レベルの増加に大きく影響している風車の移動などを行います。
-----	----	---	---

142	宮原	工事の着工予定年度はいつでしょうか	工事の着工予定年度につきましては、2025年9月時点での目標として2028年第2四半期（4月～6月）を想定しています。ただし、今後の許認可取得状況や地域協議の進捗により、変更となる可能性もございます。
-----	----	-------------------	--

143	宮原	設置位置は確定しているのでしょうか	風車の設置位置につきましては、現時点では最終確定しておらず、今後変更される可能性がございます。 現在は、環境影響評価法に基づく手続きの途中段階であり、今後「環境影響評価準備書」の作成・公告・縦覧を経て、広域説明会を開催する予定です。 準備書の公告・縦覧後には、住民の皆様からの意見、市町村長、都道府県知事の意見、そして環境大臣および経済産業大臣からの意見や勧告が発出されます。これらを踏まえて、事業者は「評価書」を作成し、事業計画や風車位置の見直しを行います。 さらに、準備書後、評価書の確定通知後には、林地開発許可（林発）や、環境保全の観点からの土砂災害・水害防止、水資源の確保に関する審査が行われるため、これらの手続きの中でも風車位置が変更される可能性がございます。 したがって、風車の位置は、環境保全・安全性・地域の皆様のご意見を総合的に踏まえたうえで、最終的に確定されるものです。今後とも、地域の皆様のご意見を大切にしながら、丁寧な情報提供と説明に努めます。
-----	----	-------------------	--

144	宮原	工事完了後の作業道は一般利用可能でしょうか	ご質問の「工事完了後の作業道の一般利用」につきましては、事業者の保守管理等を目的とした作業道であることを前提に、その道を地域の方々が一般利用できる可能性についてのご趣旨と受け止めました。 将来的には、例えば林業に従事される方々などが地域の共有資源として活用できる可能性についても検討を進めています。 また、「一般利用」の範囲につきましては、どのような方々が対象となるか、また安全性や維持管理の観点からの条件整理が必要であり、現在案を模索している段階です。 今後とも地域の皆様のご意見を踏まえながら、検討を進めます。
-----	----	-----------------------	---

145	吉長	電磁波の発生するのか？	ご質問ありがとうございます。質問No.134でもご回答させていただきましたとおり、風力発電設備からは電気の流れに伴って電磁界（電場・磁場）が発生し、これにより電磁波も生じます。 この電磁波は、家庭の電化製品や送電線などから発生するものと同じ種類であり、音や振動（低周波音）とは異なる性質のものです。 電磁波は距離が離れると急激に弱くなり、住宅まで届くレベルは非常に微弱です。そもそも電磁波は、携帯電話、家電製品、送電線など、私たちの生活のあらゆる場面で発生しており、日常的に接しているものです。 これまで国内外で行われてきた研究では、風力発電設備からの電磁波が健康に悪影響を及ぼすという明確な科学的根拠は確認されていません。 WHO（世界保健機関）や日本の環境省も、一般的な生活環境における電磁波レベルについては健康上の懸念はないと評価しており、風力発電設備による電磁波についても懸念する必要はないと考えられます。
-----	----	-------------	--

	「日本のエネルギー政策において今後電気代は安くなるのか」という趣旨のご質問と推察し、その前提で以下のとおり回答します。 電気代の変動は、以下のような要因が複雑に絡み合って起こります。 ・発電にかかる費用（燃料費や設備投資など） ・送電網の維持・管理にかかる費用 ・再生可能エネルギーの導入を支える制度的なコスト ・天候や国際情勢による電力市場価格の変動
146 宇代 電気代は安くならないのか？	ただし、近年は「FIP制度」という新しい仕組みが始まり、再生可能エネルギーの導入が進むことで、将来的には電気代が安定し、下がる可能性も出てきています。国連の報告でも、世界的には再生可能エネルギーの普及が電気代の引き下げにつながっているとされています。特に、石油やガスなどの燃料の価格が急に上がるリスクを避けられる点が評価されています。 とはいえ、日本は地形や制度の違い、送電網の整備状況などの制約があるため、すぐに世界と同じように電気代が下がるとは限りません。 現在、日本では燃料の輸入にかかる費用が高く、電気代も高い状況です。しかし、国内で電気をつくれるようになれば、こうしたリスクを減らすことができ、電気代の安定にもつながります。さらに、再生可能エネルギーの導入は、地域の雇用や事業機会の創出、災害時の電力供給の安定化など、地域社会にとっても重要な意味を持つ取り組みです。これは地元の皆さまだけでなく、日本全体の将来にも関わる大切な課題です。
稲作農家だが、風力発電を始めたら頃から水量が減る水が汚る被害が出るようになったらどうしてくれるのか？ 147 宇代	ご心配の点につきましては、農業に従事されている方々もいらっしゃると思いますので、当社としても非常に重要なことだと認識しています。 事業を進めるにあたりましては、まず「環境影響評価」を実施し、地域の生活環境や自然環境に与える影響を科学的に調査・予測します。 その後、「林地開発許可」などの厳しい審査を受けることになります。この許可では、以下の4つの要件が特に重視されます。 ・災害の防止 ・水害の防止 ・水の確保 ・環境の保全 この4要件を満たすことが前提であり、満たせなければ事業は許可されない事になっています。これらの審査を通じて、水量の減少や水が汚れるといった懸念が生じないよう、慎重に事業を進めます。 また、万が一、弊社の事業が原因で災害などの被害が発生した場合には、弊社が損害賠償責任を負うことになります。 「風車の建設に伴い山林が改変され、それが原因となって水流が変わり、稲作に必要な水量を今後確保できなくなるのではないか？或いは土砂が河川に流出して水が汚れるのではないか」というご不安をお持ちでいらっしゃるかと推察します。こちらにつきましては利水調査を実施することによってご不安を解消できます。実施時期は現時点で未定ですが、住民の皆様のご要望を踏まえ調査範囲等を定めます。なお現時点において、弊社が建設した風力発電所が原因で地域の水量や水質に変化が生じた事例はございません。

		弊社が想定する事業期間は約35年であり、以下の3つの段階を含んでいます 建設期間：約5年 運転期間：約25年 撤去期間：約5年
148 宇代	35年後の保守管理は誰がするのか？ 或いは途中で会社が無くなった場合はどうなるのか（維持管理）	仮に35年以上事業を継続する場合は、設備の更新（リプレース）を行うことが想定されます。その場合は、引き続き弊社の保守管理（O&M）専門のグループ会社が維持管理を担当します。 一方で、リプレースが難しい場合は、計画とおり設備を撤去することになりますので、35年後に風車の保守管理が発生することはございません。 また、「会社が無くなった場合」というご質問につきましては、会社が存続できなくなった場合や倒産した場合を意味するものと理解しました。 この点につきましては、弊社では風力発電事業専用の合同会社（特別目的会社）を設立しており、倒産リスクの低減を図っています。合同会社は、風力発電所に関するすべての許認可・権利・資産を所有し、発電事業のためだけに運営される法人です。弊社やグループ会社、親会社とは法的・資産的に分離されており、大規模な発電事業では一般的な形態となっています。これにより、倒産リスクを低減する体制を整えています。質問回答No.14で言及しましたように、本事業は、プロジェクトファイナンスという資金調達方法を利用し、事業者が倒産する可能性をできる限り排除し、事業継続を最優先とする制度設計がなされていますので、事業者が倒産する可能性は極めて低いものと考えています。万が一、事業者による運営が困難になった場合には、金融機関又は金融機関の指定する第三者が事業を承継し、運営を継続していきますので、風力発電設備や管理用道路がメンテナンスされずに放置されることはございません。 このように、万が一の事態を防ぐための対策を講じていますが、仮に事業が継続できなくなった場合でも、契約上の義務として撤去等の責任は弊社が負う形となっています。
149 宇代	鳥獣害の拡大する可能性が高い。どう考えるのか？	獣害（イノシシやシカ等）につきましては、近年、里山や人の住む地域に出没し、農作物や畑が荒らされるといった懸念を持たれている方がいらっしゃることを、当社としても認識しています。 獣害の拡大（増加）につきましては、現時点において風力発電施設の稼働と獣害の増加について関連性を示す知見は確認できておりませんので引き続き最新の知見の収集に努めます。しかしながら、過去3年に渡って実施してきた環境影響調査において、事業実施区域内で観察されたシカについては記録していますので、運転開始後に顕著にシカの頭数が増加した場合は原因究明の一助になると考えています。当該事業の工事によって山からの動物が集落内に降りてきて住民の皆様へ弊害を与えていると疑われる場合は、かかる弊害が本事業に起因するか否かの初期判断作業に協力するとともに、災害が本事業に起因することが客観的かつ合理的に推認される場合には、速やかに原因究明のための調査を実施します。 次に、鳥害につきまして、獣害と同様に鳥が山から民家付近に下りてきて農作物を荒らすといった被害を指してのご質問という事でありましたら、当社としても現時点ではそのような被害を認識しておりません。 今後も、地域の皆様からのご意見を伺いながら、必要に応じて対策の検討を進めます。
		22基すべての撤去と更地に戻す費用につきまして、経済産業省「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」の第76回(2025年9月30日開催)の「資料 2_再生可能エネルギーの地域との共生について」の資料によると、発電設備を廃棄等した事業者に対する調査を行った結果、中央値としては1.95万円/kW、最大値で5.23万円/kWと記載されています。これを鳥取西部風力発電事業の事業認定最大出力数である144MW,144,000kWに換算すると、中央値が約28億円、最大値75億円となります。 これを踏まえ、現時点で当社は中央値である28億円を廃棄費用の積立額として想定しています。 一方で、廃棄費用の積立額は2027年度に経済産業省からガイドラインが施行される予定となっています。経済産業省は当該資料の中で「既に調達価格/基準価格が決定されている2027年度までの認定案件については、調達価格/基準価格の管定

150 宇代	撤去費用5%を見ているとあるが、5%では撤去出来ないと思うし35年後はコストが上がるがどうするのか？	資料の中で、「既に調査価格/基準価格が決定している2021年度までの認定案件については、調査価格/基準価格の昇降において想定している廃棄等費用及び廃棄等費用の実態を踏まえ、原則一律に、当該想定してきた廃棄等費用の水準を積み立てることとする。」と記載しています。つまり、鳥取西部風力発電事業においても、廃棄費用の積立基準額は経済産業省によって水準額が決定される仕組みとなります。水準額決定後は、ルールに従い指定された廃棄費用を積み立てます。
		なお、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例では、「あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金(以下「保証金」という。)を事業者が知事と協議して定める金融機関に預入しなければならない。」と記載されています。「保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。(1) 事業者が実施しようとする特定事業に係る工事費の総額の100分の5に相当する額(2) 事業区域の面積に1ヘクタール当たり200万円を乗じて算定した額」とあり、現在想定している工事費最大270億円の5%にあたる13.5億円を現金で預け入れる試算となります。この保証金の使途について、「知事は、事業者が廃掃法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、廃掃法第19条の8第1項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当すると認める場合は、当該事業者の預入した保証金を県が同項の規定により講ずる支障の除去等の措置に要する費用に充てることができる。」と記載されており、仮に事業者が風力発電設備を自身で撤去しなかった場合において、県は当該保証金を設備の除去費用に充てることができる規則となっています。
151 宇代	メリットを感じられない（風車が立たない地区）	上記のルールに従い積み立てた撤去費用で撤去が完了しない場合は、日本風力エネルギー株式会社にて不足する撤去費用を負担します。
		風車が建たない地区に関しましても、事業が地域に来ることで何らかのメリットを感じていただけるような仕組みを構築したいと考えています。
		具体的には、弊社は農山漁村再エネ法を活用した協議会を立ち上げたいと考えています。当該協議会に参加頂く集落の方々

は、事業実施区域及びその周辺地域を想定しています。協議会に対して、弊社は売電収入の一部を基金として毎年お納めしますが、この基金の活用方法は協議会メンバーの皆様で決めることができます。基金は農山漁村の発展を目的とした原資となりますので、地域に一定の経済効果をもたらすものと考えます。

また、事業所を事業実施区域の近隣に設けることで地元雇用を創出したり、近隣の土木・建設関連の企業様に対して、大手元請業者を通じて業務を発注することで、地域経済への貢献を図ることも検討しています。

このように、風車が直接建設されない地域におきましても間接的に事業の恩恵を感じていただけるよう、地域の皆様と対話を重ねながら取り組んでいく所存です。

152	-	自然をこわして人間が人工的に造ったもので大きな災害が想像もつかない形で何度も起こっています。異常気象が続く中、リスクのない地域などございません。なぜ風車が必要ですか？土砂災害がないと言い切れるのはなぜですか？	ご指摘のとおり、災害リスクのない地域はございません。従って、弊社は土砂災害のリスクを最低限に留めるため、弊社は土砂災害特別警戒区域を避けた場所で風車配置案を検討しています。その他、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域についても回避しています（7月3日資料P23をご参照ください）。土砂災害リスクを最小限に留めるための風車配置案を検討するまでに2018年以降長い年月を要したことをお詫び申し上げます。 風力発電は将来の脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みです。持続可能なエネルギーの確保は、次世代に安心して暮らせる環境を残すためにも不可欠です。日本はエネルギー資源の多くを海外から輸入しており、化石燃料への依存度が高い状況です。そのため、為替変動（円安）や国際価格の高騰が電気料金に直結するほか、ウクライナ情勢や中東の緊張など、地政学的リスクがエネルギー供給に影響を与える可能性もあります。こうしたリスクを回避し、国内で安定的に生産できる電力を確保することは、将来的な安心・安全のためにも重要です。 弊社は、当該事業に伴う土砂災害が「ない」と言い切ったことはございません。繰り返しになりますが、災害リスクを最小限に留めるため、土砂災害リスクのある場所を事前に回避して風車配置案を検討しています。今回は、公開情報となっている危険区域等を回避することに加え、代表点2ヶ所でボーリング調査を実施し、専門家の評価も頂きました。今後は、風車設置場所全てにおいてボーリング調査を実施し、地盤の安全性を調査した上、設計を進めます。土砂災害リスクを考慮した設計になっているかという点につきましては、林地開発許可申請時に災害・水害への防災機能が現況と同等以上となることが認めらるかという審査が鳥取県にて実施されること、切土や盛土の設計についても鳥取県の盛土規制条例に基づき鳥取県にて審査されることから、弊社以外の専門家が設計の安全性を確認して頂く制度となっています。
153	-	健康被害の方はいます。これをないと言い切るのは誠意がない。信用できない！	健康被害についてのご懸念は、弊社としても真摯に受け止めています。 例えば、弊社の他プロジェクトにおいて、他社風車の影響により「夜眠れない」と訴えられている方（風車から約10km離れたご自宅）を訪問し、直接お話を伺った事例もございます。 健康被害と風車との因果関係については、現時点では科学的に明確な証明がされていないケースもございますが、健康被害を訴える方がいらっしゃることは把握しており、弊社としても可能な限りお話を伺い、理解を深めるよう努めています。 そのため、仮に鳥取県西部など近隣地域において、他社風車等による健康被害でお悩みの方がいらっしゃる場合には、ご紹介いただけますと幸いです。 弊社は、環境影響評価を通じて、地域の生活環境、生態系、動植物、自然環境などに対して事業がどのような影響を及ぼすかを科学的な見地から予測・調査します。 その結果に基づき、影響があると判断された場合には、回避・低減・代償措置の検討を行い、可能な限り懸念される事象が発生しないよう努めます。 また、林地開発許可やウィンドファーム認証など、国や県が定める厳格な審査を経て許認可を取得し、安全性の高い事業を実施することで、地域の皆様からの信頼を得られるよう取り組んでいます。
154	-	35年のビジネスが終わった後22基の風車はどのようなのですか？失われた自然の回復はどうされるのですか？	弊社が想定する事業期間は約35年であり、以下の3つの段階を含んでいます 建設期間：約5年 運転期間：約25年 撤去期間：約5年 仮に35年以上事業を継続する場合は、設備の更新（リプレイス）を行うことが想定されます。その場合は、引き続き弊社の保守管理（O&M）専門のグループ会社が維持管理を担当します。 一方で、リプレイスが難しい場合は、計画とおり設備を撤去することになりますので、35年後に風車の保守管理が発生することはありません。 自然環境の回復については、開発地が元の山林の状態に完全に戻ることは難しいものの、撤去後には植林や植生の回復など、可能な範囲で環境への配慮を行う方針です。地域の皆様と相談しながら、少しでも自然に近い形に戻す努力をしております。

155	畑池	建設計画の地権者と合意割合	地権者様との契約状況につきましては、個人情報を含むため、具体的な数などの詳細は控えさせていただきます。ただし、すでにご契約いただいている方もいらっしゃることは事実であり、弊社としては、集落単位でのご説明や広域説明会なども実施し、地域の皆様にご説明を重ねながら、個人だけでなく多くの方々に向けて理解とご賛同をいただけるよう努めています。今後も、地域の皆様との対話を大切にしながら、引き続き努めてまいりたいと存じます。
-----	----	---------------	---

156	畑池	伯耆町の町民が同意する対策は	伯耆町の町民の皆様にご理解・ご同意いただけるよう、集落単位での説明や広域説明会を継続的に実施し、対話を重ねながら理解の醸成に努めます。騒音をはじめとする皆様の生活環境や皆様の周囲の自然環境に対する影響について、現在調査結果に基づく予測評価を行っています。9月9日の住民説明会でもお伝えしましたとおり、まずは今後年末から年初にかけて、その予測評価結果をご説明させていただきます。その後、土砂水災害の懸念に対しても、土木設計成果を県と国が審査する許認可プロセスを通じて、皆様に審査の途中経過、結果をご説明していくことにより、町民の皆様のご懸念が解消され、同意を得られるよう努めます。
-----	----	----------------	---

157	畑池	撤去に伴う山道整備、風車の費用は何処が持つ	弊社事業のために整備した山道につきましては、弊社事業の終了後、道路の利用を引き続き希望される方々へ事業終了時点の状態でお引き渡しをすることが可能です。その場合、弊社の事業終了後の山道の整備は当該利用者様に費用を負担して頂き管理して頂くことを想定しています。風車の撤去費用については弊社負担で実施致します。
-----	----	-----------------------	--

158	畑池	畑池の共有山の同意は取ってあるのか	畑池地区の共有山におきましては、現段階で同意に至っておりません。昨年畑池地区様の評議会におきまして認可地縁団体組成のご提案を差し上げた経緯は御座いますが、土地の同意以前の段階として畑池地区の皆様へ現状の事業計画へのご理解を賜れるように説明会実施の機会を頂けますと幸いです。
-----	----	-------------------	--

159	三部	地元企業を中心に仕事を回してほしい	当該事業は事業規模が大きいこともあり、地元企業様の協力が不可欠な事業です。実際に弊社の他県での風力事業において、特に土木造成工事、基礎建設工事、自営送電線の設置工事を進めるにあたり、多くの地元企業様にご協力頂いています。また建設段階だけでなく、運転期間中の除雪や道路・弊社送電線のメンテナンス、撤去時においても地元企業様へのご協力依頼を想定しています。
-----	----	-------------------	--

160	吉長	人間への影響について説明会で理解が深まりました。動物への影響について知りたいです。環境影響評価準備書にて〔動物への影響に関して〕説明があるのでしょ	環境影響評価において動植物への影響も調査・予測・評価します。具体的には土地改変に伴う、猛禽類の営巣地や飛翔範囲を避ける、保護対象の希少植物の群生地を調査し、改変エリアから外す、避けられない際には移植などの対応も検討します。また、水生生物や魚類・爬虫類住民の方々からお伺いした地域で保護されているヒメボタル等の繁殖可能な排水路の検討や、河川への濁水の軽減措置等、水生生物へも留意してまいります。
-----	----	---	--

161	吉長	実際に音が人間に問題がなくても動物には？と心配です。この点の説明を聞きたいです。（ペットだけでなく、野生動物含む）	風車から発生する音は聞こえる可聴音と聞こえない低周波音・超低周波音というものが御座いますが、特別な音というわけではございません。発電機の設置場所においてセミの鳴き声や大きなイビキ程度の音の大きさがありますが距離が伸びるほど減衰します。平成28年11月の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によりますと、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果から、20Hz以下の超低周波音は聴覚閾値を下回る。」「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない。」という知見が示されています。また、低周波音が環境影響評価制度において正式に除外されまで3年間の観察期間を経ています。なお本事業においては超低周波音も調査項目に含まれており、現時点では9月9日にお示したすべての予測評価地点において70dB以下と一般住宅内で通常計測される超低周波音の音圧レベル（65～90dB）と大きく差はないため、人体やペットを含む動物への健康被害の可能性は極めて低いと考えています。また、全国各地に風力発電機の直下で酪農を営んでいる方も多数いらっしゃる事実も御座います。
-----	----	---	---

162	父原	父原自治会は風車事業に賛成です。ただ災害のなき様入念な計画設計をお願いします。	ご意見ありがとうございます。事業者として法令を遵守し、事故や災害を起こさぬよう努めます。
-----	----	---	--

		鳥取県西伯郡伯耆町に計画している西部風力発電事業に関しての申し上げます。 今回の説明は、工事現場地帯のみの説明だったかと思います。 最近の発表では、急に風車が200m近い高さの風力発電の塔になり、その賛否の説明会と聞いています。 最初の説明では、理解ができますが、この変更の説明が伯耆町全体説明	複数のご質問を頂いているため設問ごとにご回答致します。 ①河川氾濫について 風力発電所が建設される前後で保水力が変化しても下流域に河川氾濫の危険性の評価につきましては、風車ヤードやアクセス道路が造成される水系・流域において、降雨後の雨水流出量がどの程度増えるかを計算したうえで評価されます。本事業におきましては、今後実施される「林地開発許可」の県審査において明らかになるため現時点において明言できませんが、他事業における事例をご説明します。風車ヤードや、風車ヤードへのアクセス道路の造成において樹木伐採を伴うため、林地開発許可等の審査において、保水力を評価する為の”流出係数”は、通常の山林の値（0.65）と異なり、風車ヤードやアクセス道路では1.0という値が適用され計算されます。一方で、対象となる流域および区域における風車ヤードやアクセス道路の造成面積は、（太陽光発電所とは大きく異なり）、流域面積の数％（1桁台）に留まり、また風車ヤードにおいても風車基礎部以外は砂利敷であることから、多くの場合、風力発電所建設前後での雨水流出量の増分は1％未満という結果です。（これが太陽光発電は面の開発、風力発電は点と線の開発 といわれる所以です）流出量の増分が1％を超過する場合は、県河川課との協議により、別途「調整池」という施設を作り、風力発電所建設後の保水力の担保とする場合がありますが、今まで弊社が建設してきた風力発電所において、調整池を作った事例はございません。すなわち、流出雨量の増分は1％未満でした。今後の住民説明会において、調整池の要否についても改めてお示します。
--	--	--	--

もせず、文書もなくこの事業から、感じると山間部の問題でなく、その巨大な塔と22基？では素人が考えても自然環境破壊、土砂災害、地下水の水質汚染や河川氾濫の危険性が高まります。これは、工事計画周辺の住民説明では、伯耆町全体の負の工事を了解したように感じます。自然破壊と言葉が出ましたが、数年前におきた、西部地震の時は、そちら溝口地区では山崩れと、岩が道路を塞いで、通行止めが何日も続き、この自然破壊は、我々移住組には、大変苦労した経験があります。これからの季節で米子から溝口の山に雲海が出来、撮影に来られる、お客様もいて、その真ん中に巨大な風車が立つと、もう観光客も減り、人口の少ない鳥取県はイメージダウンを起こします、これは地元住民の問題でなく、人口の日本で一番少ない鳥取県がまだまだ減ります。日本の電気量で風力発電は、材料仕入れがなく、便利と思われている住民もいますが、風力発電は、現日本の電力の1%と、何か書物に記してましたが、火力発電は燃料が高いから、風で起こすのは、無料と宣伝文句を聞きましたが、ただより安い？そんなはずでは、ございません。これは、区長だけの説明でなく、もっと未来の安全、そして風力発電が地下資源の少ない日本国の安全を先行してほしいです。現在のところ反対意見です。

②水質汚染について

濁水へのご懸念として回答します。濁水の到達距離を予測した結果、濁水は河川及び溪流までは到達しない予測となっており、下流域には現状から大きな変化はないと考えています。予測の際には過去鳥取西部地域の降雨データをもとに雨量を想定し、沈砂池から河川までの距離や、沈砂池でどの程度土砂が沈むかなどをもとに計算します。

③土砂災害について

事業予定地区内において代表的な2地点を選定し、風車の最終配置とは異なるものの、地質の傾向を把握する目的でボーリング調査を実施しています。その結果、両地点ともに風車基礎の設置に必要な地盤強度が十分に確保できるとの評価を専門家からいただいています。今後も、風車の最終配置が確定した段階で、すべての基礎位置において個別にボーリング調査を実施し、地盤の強度を確認したうえで、地質に応じた最適な基礎設計を行う予定です。これにより、土砂災害のリスクを十分に評価し、回避策を講じたうえで、安全性を確保した設計を進めます。

④自然環境破壊について

鳥取県西部地震の際に山崩れが起きた件について、当時大変ご苦労されたことについて想像に難くございません。耐震の観点からの事業者の意見はNo.134の質問回答に記載していますが、風力発電設備支持構造物は、300～500年に一度発生する地震動レベル（「レベル2地震動」と定義され、マグニチュード7.0～7.5程度に相当します）に対して倒壊しないこととして設計しています（土木学会耐震ガイドラインを参照しています）。近隣の断層が破壊した場合にはこのレベルに相当する地震が発生しますが、そのような状態でも倒壊しないように設計をしています。但し、回答番号No.47でも記載のとおり、各風車は設置する立地環境が異なるため、最大深度やマグニチュードで換算した場合にどこまで耐えられるのかを一律的に申し上げることはできません。なお、ウインドファーム認証を行うClassNKのガイドライン陸上風力発電所編には、「以下に示す省令及び指針の要求事項に対応した地盤及び地震条件を設定しなければならない。(1)発電風力設備に関する技術基準を定める省令(2)発電用風力設備の技術基準の解釈(3)風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」とあります。風力発電設備の耐久性を評価する際に想定する地震の条件は、上記3つの指針に照らして判断することとなります。

⑤景観・観光について

全国にある多くの風力発電所自体が観光施設として紹介されている事例も御座います。一例になりますが、雲海でも有名な三重県の青山高原にある風力発電所は、津市の役場HPや観光協会のパンフレットに太平洋に沈む夕日と風車群の景色が地元で愛される観光名所として紹介されています。

大好きな自然豊かな伯耆町
緑豊かな伯耆町
幸福な景観を壊さないで
素敵な自然を壊さないで
35年後以降今の環境には戻らなくなる
一度壊したら、戻せない。
地元の活性化？
保水力のためのため池→35年以降誰が管理するの？
設置管理する？
建設中止を希望します

保水力について回答します。沈砂池とは、風車ヤードに降った雨を起因とする濁った水が、そのまま風車ヤード外に流出することを防ぐために設置されるものであり、風力発電所建設による保水力を担保する施設ではございません。風力発電所が建設される前後で保水力が変化しても安全か否かの評価については、風車ヤードやアクセス道路が造成される水系・流域において、降雨後の雨水流出量がどの程度増えるかを計算したうえで評価されます。本事業においては、今後実施される「林地開発許可」の県審査において明らかになるため現時点において明言できませんが、他事業における事例をご説明します。風車ヤードや、風車ヤードへのアクセス道路の造成において樹木伐採を伴うため、林地開発許可等の審査において、保水力を評価する為の”流出係数”は、通常の山林の値（0.65）と異なり、風車ヤードやアクセス道路では1.0という値が適用され計算されます。一方で、対象となる流域および区域における風車ヤードやアクセス道路の造成面積は、（太陽光発電所とは大きく異なり）、流域面積の数%（1桁台）に留まり、また風車ヤードにおいても風車基礎部以外は砂利敷であることから、多くの場合、風力発電所建設前後での雨水流出量の増分は1%未満という結果です。（これが太陽光発電は面の開発、風力発電は点と線の開発といわれる所以です）流出量の増分が1%を超過する場合は、県河川課との協議により、別途「調整池」という施設を作り、風力発電所建設後の保水力の担保とする場合がありますが、今まで弊社が建設してきた風力発電所において、調整池を作った事例はございません。すなわち、流出雨量の増分は1%未満でした。また、仮に調整池が必要になり設置をしたと仮定した場合は、事業終了後に、事業地は更地にし植林を行う為、調整池は不要になる為管理の必要はございません。

	意見を述べます。環境への影響を心配しています。特に土砂災害、水害が心配です。色々対応されていると思いますが、昨今のゲリラ豪雨と、線状降水帯の発生は、どこで起こってもおかしくなく、雨量も想定を超えるものがほとんどです。丘陵（きゅうりょう）な山を開発し、取付道路を作り、前例のない規模（大きな）風車を建てる。※注意・土砂災害、水害（下流域の土地建物危険）この度の風力発電は、大変危険に思います。不安で仕方ございません。土砂災害は、科学的な根拠をもって説明されても、日々の生活不安や危険は解消しません。また、山の景観は一度、建設されると、なんともなりません。即刻、計画を中止願います。 （１）日野川沿いの地域です ①伯耆町の土砂・洪水ハザードマップでも危険地域は多くあります、日野川周辺では、浸水の目安が5m以上の所もあります。当、吉定部落も対象です。日野川改修後も警報は良くなり、排水対策を行っています。 ②日野川以外の周囲の山からの「下がり水」「雨水」も多く、そして勢いよく流れていきます各水路がコンクリ3面舗装となり、豪雨時には、住宅への影響も出ます。 ③伯耆町で、特に山間部での、風力発電工事・設置は大変危険です。豪雨とともに、土砂崩れ、洪水被害⇒⇒近隣町村（米子市等）にも影響あります。 ④地震【鳥取県西部地震】の震源地にもなりました 平成12年（2000.10.月6日） 1 3 時 3 0 分 マグニチュード7.3・最大震度6強 建物の倒壊・損傷多く、高齢者、患者さん等、多くの米子市方面へ移送がありました。 疑問 各部落長報告できず、限られた人数のみ？ 1回ごとの部落長への回答時間長く、他の区長報告できず	・ゲリラ豪雨と線状降水帯の発生により想定外の雨量が多発する昨今、取付道路の作成、大型風車の建設など山地の開発が土砂災害および水害につながるのでは、というご心配に回答します。 本事業が環境影響評価とは別に鳥取県様から林地開発許可を得る必要がございます。県の定める、林地開発許可制度における指針では降雨強度（設計雨量強度）は、30年確率60.7mm/h（時間当たり60.7mm）であり、鳥取県において林地開発許可を受領することが、近年の気候変動による豪雨災害の対策の一つになると考えています。 ・①～③につきましては当風力発電事業によって山の保水力が下がった結果、豪雨による増水により下流域の洪水・土砂災害リスクが高まる事へのご懸念と理解し回答します。上述でも言及していますが、本事業計画を進めるにあたって鳥取県から林地開発許可を受領する必要があります。そのためには災害・水害への防災機能が現況と同等以上となることが認められなければ鳥取県知事より許可を頂くことはできません。そもそも、事業地域の山林は、一部を除いて大半が人工林であり、山林に手入れをする林道が十分でなく山中が荒れ果てているため、本来の山の機能である水源涵養機能が失われ地表面を水が流れており災害リスクが高くなっている状況であることも林業従事者様より聞き及んでいます。 ・鳥取県西部地震により多くの被害が起きたことへの言及は風力発電所の耐震性への疑問と受け止めて回答します。回答番号No.47でも記載のとおり、各風車は設置する立地環境が異なるため、最大深度やマグニチュードで換算した場合にどこまで耐えられるのかを一律的に申し上げることはできません。なお、ウインドファーム認証を行うClass NKのガイドライン陸上風力発電所編には、「以下に示す省令及び指針の要求事項に対応した地盤及び地震条件を設定しなければならない。(1)発電風力設備に関する技術基準を定める省令(2)発電用風力設備の技術基準の解釈(3)風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」とあります。風力発電設備の耐久性を評価する際に想定する地震の条件は、上記 3 つの指針に照らして判断することとなります。
165 吉定		

166 荘	荘地区には谷山川が流れており、その水を利用して荘ため池に水を取り入れています。この水は5haの受益面積があります。真砂土の流入が激しく、過去にも浚渫を行っています。川に沿って林道がありますが、大雨が降ると倒木や砂の影響で護岸が崩れ林豪の崩れ等もあります。この林道の終点にコンクリートの橋がありますがわずか2年ほどでヒューム管も埋まり沈下橋状態になっています。この川の上流部に風車が建設されれば更なる被害拡大につながる可能性があります。	環境影響評価の過程で、谷山川では現在水質調査を実施しており、今後、建設場所から谷山川までの濁水の流入有無について調査しています。調査結果については追ってお知らせします。その後に予定している土木の詳細設計を開始する前に、ご指摘の場所について現地調査を実施し、詳細設計へ反映可能かどうかを検討します。風車を建設することによる周辺河川への影響（流量増等）につきましては、今後林地開発許可の審査過程において明確になります。審査結果に基づき、風車建設前後で水の流れに変化が生じないよう設計します。流出量の増分が 1 %を超過する場合は、県河川課との協議により、別途「調整池」という施設を作り、風力発電所建設後の保水力の担保とする場合がありますが、今まで弊社が建設してきた風力発電所において、調整池を作った事例はございません。すなわち、流出雨量の増分は 1 %未満でした。今後の住民説明会において、調整池の要否についても改めてお示しします。
-------	--	---